

TC フォーラム研究報告 2021 年 10 号(2021 年 11 月) 納税者権利憲章をつくる会

中小・零細事業納税者の権利利益が護られてはじめてデジタル化はゆるされる

検証：改正電帳法と電子インボイス

デジタル化で追い詰められる零細税理士や事業者

～EU などでの電子インボイスの危険な使われ方を検証する

石 村 耕 治

(TC フォーラム共同代表・白鷗大学名誉教授)

《コンテンツ》

■はじめに～改正電帳法と電子インボイスの落とし穴

- ◆わが国での消費税インボイス(税額票)方式移行までの推移
- ◆日税連のデジタル化、電子インボイスへのスタンスを深読みする
- ◆適格請求書等保存方式への移行と電子インボイスの落とし穴
- ◆消費税の「登録番号」の危険な使われ方
- ◆22 年 1 月施行の電子帳簿保存法(電帳法)改正のポイント
 - (1) そもそも電帳法とは何か
 - (2) 改正電帳法のポイント
 - (3) 電子帳簿等の保存区分ごとの改正点の解説
 - (4) 個別税法上の帳簿等の保存義務・義務違反への制裁のポイント
 - (5) 改正電帳法と事業者のリスク負担
 - (6) 小括:零細事業者の生存権をむしばむ改正電帳法と電子インボイス
- ◆電子インボイス、「ペパル」とは何か
- ◆電子インボイスを翼賛的に推進する団体「エイパ」とは
- ◆「電子インボイスで中小事業者の事務負担が減る」は本当か？
- ◆電子インボイスの真の狙いは「商取引のデジタル国家監視」
- ◆電子インボイスの危険な使われ方をグローバルに点検する
 - ～商取引/事業者のオンライン/ネットワーク国家監視の実情
 - (1) イタリア (2) フランス (3) スペイン (4) ドイツ
 - (5) イギリス (6) ポーランド (7) 韓国
- むすびにかえて～狙いは記入済み電子消費税申告制度の導入

メモ欄

《Disclaimer》

この資料は、政策研究資料として執筆したものです。執筆者は、内容については一切責任を持ちません。また、報告者の許可なく頒布することはご遠慮ください。
石村耕治 ©2021

■ はじめに～改正電帳法と電子インボイスの落とし穴

- ・ 消費税(付加価値税)では、課税売上げにかかる消費税額から課税仕入れ等にかかる消費税額を控除(「仕入税額控除(前段階控除)」)し、税が累積しない仕組みになっています。わが国の消費税では、仕入税額控除を、久しく「請求書等保存方式」で行ってきました
- ・ その後、19 年 10 月に消費税率引き上げられました。標準税率(10%)に加え、軽減税率(8%)が導入され、複数税率になりました。その際に、23 年 10 月 1 日に施行される消費税法改正(「新消費税法」または「新消税法」)では、仕入税額控除を、「適格請求書等保存方式(インボイス/税額票方式)[以下「インボイス方式」、「インボイス(適格請求書)方式」ともいう。]」で行うことに変更されました。インボイス方式は 23 年 10 月に開始されます。
- ・ また、政府は、インボイス方式導入と同じ時期の 23 年 10 月に、「電子インボイス(e-invoice)」の導入も決めました。これを受けて、わが国で電子インボイスを推進しているデジタル庁や会計ソフト会社など約 120 社で構成する「電子インボイス推進協議会」(エイパ/EIPA)は、電子インボイスの仕様の統一」などに動き出しています。年内に統一仕様を公表する方向です。日税連なども、2022(令和 4)年度税制改正建議書の内容を改訂し、エイパに加入し、電子インボイス推進の旗振りをしました。
- ・ しかし、注意しなければならないことがあります。それは、デジタル庁や財政当局が考えている電子インボイスの導入は、仕様の統一だけが狙いではないことです。「電子インボイス導入の真の狙いとは何か?」については、EU その他の諸国の実情を点検すれば、はっきりします。「事業者や事業者間取引の常時オンライン/ネットワーク国家監視」、「記入済み電子付加価値税申告の導入」などが狙いであることがわかります。
- ・ わが国の事業者、事業者への税務援助を生業とする税理士界などは、「電子インボイス」について概して勉強不足のように見えます。電子インボイスの危険な使われ方への認識は余りないようです。もっと負の側面を学ぶ必要があります。
- ・ 「零細・中小事業者のインボイス(税額票)方式への対応は課税選択で大丈夫」といった「呪文」が大手を振って闊歩しています。この期に及んでも「紙崇拜・デジタル粉砕」の信仰を布教して檀信徒回りをし、お布施をもらうことを生業とする税務専門職も少なくありません。
- ・ 折しも 2022 年 1 月 1 日からは、21 年改正の電子帳簿保存法(以下「電帳法」)が施行されます。この改正では、「電子データの紙面出力による保存を廃止し、電子保存が義務化」されます。この改正は、中小・零細事業者に多大な影響を及ぼします。デジタル化が遅れている中小・零細事業者でも、取引先の事業者から受領した電

子取引のデータ保存ができなければ、税法上の帳簿書類等の保存義務とぶつかるおそれが出てくるからです。

- ・ そこで、今回の報告では、中小・零細事業者の落とし穴となるわが国の改正電帳法に盛り込まれた「電子データの電子保存の義務化」を含め、消費税/付加価値税のインボイス(税額票)方式への転換や「電子インボイス」の導入について検証してみます。EUをはじめとした世界の「電子インボイスの危険な使われ方」の実情についても、各国の法制を深読みしてみます。

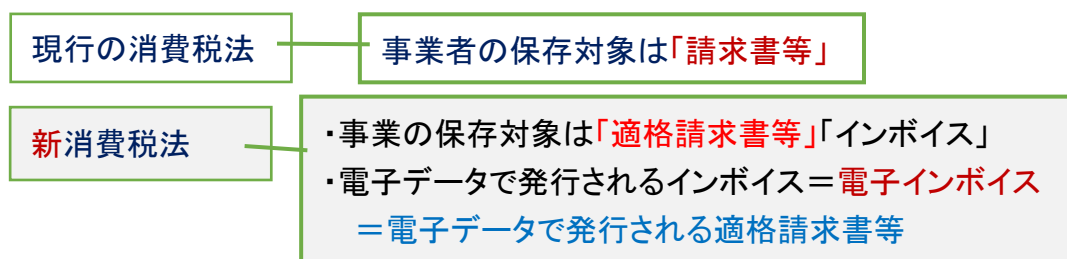
◆わが国での消費税インボイス(税額票)方式移行までの推移

- ・ インボイス(税額票)方式の開始に備えて、21年10月1日から登録事業者になるための申請の受け付けが始まりました。申請に基づいて、税務署から事業者には13桁の登録番号が割り当てられ、23年10月11日からインボイス(税額票)にはその番号を記入することになります。
- ・ 現在は、②「区分記載請求書等保存方式」のもとにあります。この方式のもと、事業者は取引した商品やサービスごとに本体価格の8%または10%の消費税を加えた請求額を請求書に記載するように求められます。この方式は、③適格請求書等[インボイス(税額票)]保存方式導入までの「つなぎ」、暫定措置です。23(令和5)年10月1日の「新消費税法」*施行に伴うインボイス(税額票)方式開始後は、税率ごとの税額の合計も記載するように求められます。(なお、スーパーなど向けの「適格簡易請求書」もあります。)

* 以下、2023(令和5)年10月1日施行の消費税法を、便宜上「新消費税法」といいます。

【図表1】 インボイス(税額票)方式までの推移

<<単一税率時の方式>> [2019(令和元)年9月30日まで] ①請求書等保存方式	
<<軽減税率開始>>【現行】 [19(令和元)年10月1日～23(令和5)年9月30日)まで4年間] ②区分記載請求書等保存方式	
<<インボイス(税額票)方式開始>> [23(令和5)年10月1日開始] ③適格請求書等[インボイス(税額票)]保存方式	電子インボイスの導入



◆日税連のデジタル化、電子インボイスへのスタンスを深読みする

- ・日税連が、2021 年 6 月に出した「税理士法に関する改正要望書」のなかに、以下のような要望を書き込んでいます。

●日税連からの税理士業務のデジタル化促進のための税理士法改正要望内容

○「税理士法に関する改正要望書」

1 税理士の業務のICT化推進の明確化

経済のデジタル化、グローバル化の進展等の環境変化に伴う税理士制度の継続的発展を期するため、電子申告・納税、電子帳簿、マイナポータルの利活用など税理士の業務のICT化の推進を通じて、納税義務者の利便性向上に努めることを明確化すべきである。

- ・日税連は、遅々としてデジタル化が進まない税理士界の実情を懸念してか、ICT（情報通信技術）化の流れに遅れまいと前のめりになっていることが気になります。
- ・また、日税連は、2022（令和4）年度税制改正に関する建議書で、従来からのインボイス方式の導入に対する考え方を変えました。そのうえで、「電子インボイス」に対する意見も述べています。

●日税連のインボイス方式導入への考え方の変遷

●これまでのインボイス方式導入に対する建議の記述

適格請求書等保存方式を見直すとともに、その導入時期を延期すること。

●2021 年（令和 3 年）6 月に日税連理事会で承認された「2022（令和 4）年度税制改正に関する建議書での記述

①適格請求書等保存方式を見直すとともに、その導入時期を延期すること。

②適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）については、下記の問題点に対して必要な措置を検討すべきである。また、少なくとも、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の制約が概ね解消され、簡易で安価な電子インボイス制度が整備されるなど中小企業者に対する負担軽減措置が講じられるまでの間は、導入を延期すべきである。

「簡易で安価な電子インボイス制度が整備されるなど中小企業者に対する負担軽減措置が講じられるまでの間は、導入を延期すべきである。」

- ・ 日税連は、インボイス制度自体には賛成に転じたように読めます。
- ・ バランス感覚ある表記のようにも読めますが、「簡易で安価な電子新ボイスとは何か？」は、はっきりしません。電子インボイスに対する評価も、深読みができていないようにもみえます。
- ・ 現実には、インボイス制度導入自体が、中小・零細事業者への大きなストレスになっています。電子インボイスでその課題が解決するかのような“マジック”の表記は「フェイク」ではないかと思います。
- ・ デジタル化についていけない零細な税理士や事業者の権利利益保護の立場からのしっかりした説明がないのです。

◆適格請求書等保存方式への移行と電子インボイスの落とし穴

- ・ 消費税の仕入税額控除の方式が、2023(令和5)年10月より③インボイス方式に移行します。これに伴い、新たにインボイス発行事業者に「登録番号」を付与するために、21年10月1日から「適格請求書発行事業者登録制度」が稼働しました。
- ・ インボイス方式では、消費税額計算において仕入税額控除をするための、登録番号が付与された適格請求書(インボイス)[適格簡易請求書、適格返還請求書を含む。]が流通することになります。
- ・ 適格請求書(インボイス)には、登録番号として、法人は既存の法人番号(13桁)、個人事業主には新たな番号(13桁)を振ることになります。
- ・ 登録申請は、2021(令和3)年10月1日から、2023(令和5)年3月31日までです。オンライン申請も可能です。

【図表2】適格請求書発行事業者登録制度のポイント

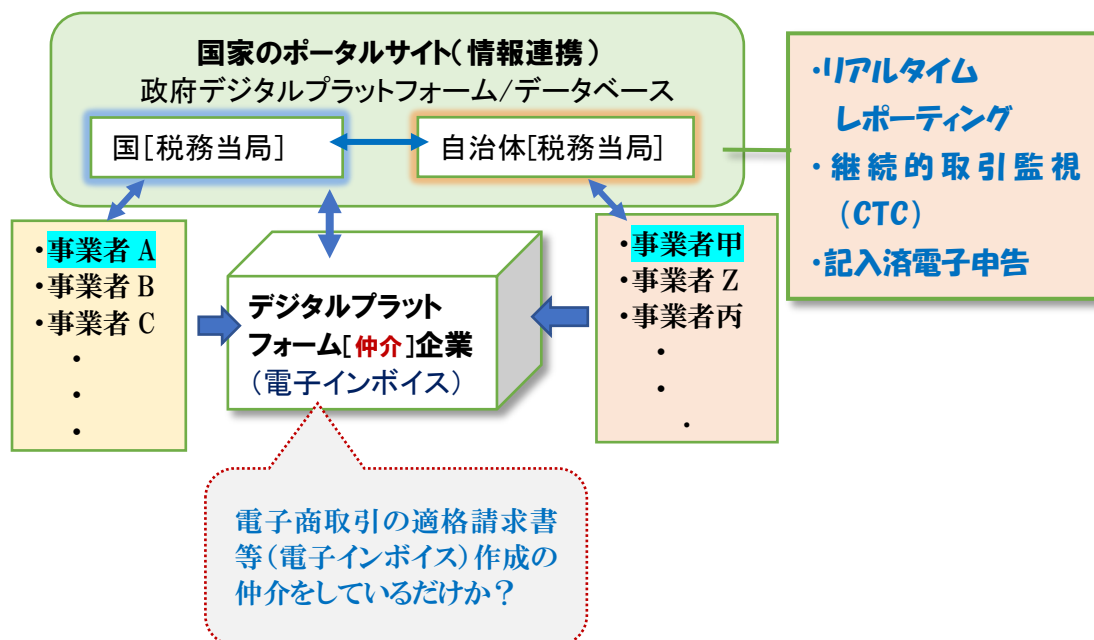
- ①新たに適格請求書発行事業者登録制度が設けられ、登録番号が付与され、事業者名や登録番号などがインターネットで公表されること。
- ②新消費税法では、仕入税額控除のためには、適格請求書(インボイス)等の保存が要件になること。(これまでどおり、「帳簿の保存」も必要である。)
- ③適格請求書に「電磁的記録(電子データ)」のものも追加されること。(このことから、現在は「電磁的記録(電子データ)」は保存しなくとも仕入税額控除ができるが、新制度では「電磁的記録(電子データ)」についても保存義務が生じること。)

- ・ 【図表2】からもわかるように、新消費税法では、適格請求書(インボイス)は、書面での交付に代えて、書面に記載すべき事項が網羅されていれば電磁的記録/データ(電子インボイス)で提供することも認められます(新消費税法57条の4第1項・5項)。

【コラム】 電子インボイスとは何か

- ・ 「電子インボイス(e-invoice)」とは、インボイスを、文書(紙)ではなく、電子データ(電磁的記録)で提供し(電帳法2条3号)、ネットワーク/オンライン上に構築されたデジタルプラットフォームを介して一括管理する仕組みです。
- ・ 消費税法では、「電子インボイスとは、適格請求書(インボイス)等に記載すべき事項に係る電磁的記録(電子データ)をいう。」と定義しています(新消費税法57条の4第5項)。
- ・ 電子インボイスは、電子帳簿保存法の2条6号に定義される「電子取引」にあてはまります。

【図表3】 電子インボイスデータのオンライン/ネットワーク流通イメージ



- ・ 例えば【図表3】の事業者A[売り手]がデジタルプラットフォームを介して事業者甲[買い手]が電子請求書等を発行したとします。
- ・ この場合、現行の消費税法では、仕入税額控除の要件として「請求書等」の保存が必要です(消費税法30条7項)。
- ・ しかし、現在、事業者甲が、「請求書等」を電子データ(電磁的記録)で受け取った場合には、これを保存していなくとも仕入税額控除が受けられます。
- ・ これは、消費税法などで、次のように③規定して、事業者に請求書等の保存を免除しているからです。

【図表4】現在、請求書等の保存が免除される取引例

- ① 支払金額が3万円未満（消費税法施行令49条1項1号、消費税法基本通達11-6-2）
- ② 請求書等の交付を受けなかったことについて「やむを得ない理由」がある場合。具体的には、3万円未満の交通機関運送費、3万円未満の自動販売機により提供されるものなど（消費税法30条7項但し書、消費税法基本通達11-6-3など）。
- ③ 電磁的記録（電子データ）の場合（消費税法30条7項、電子帳簿保存法2条1項3号・4条3項）

- ・ すなわち、現在は、事業者が、請求書等を③電子データ（電磁的記録）で受け取った場合には、特例として、その保存がなくとも仕入税額控除が可能なわけです。
- ・ 新消費税法でも、適格請求書（インボイス）を交付することが困難な一定の取引については、特例として適格請求書（インボイス）がなくとも仕入税額控除を認めます（57条の4第1項但し書）。
- ・ 新消費税法施行令に定める、特例として「適格請求書（インボイス）等の交付が困難とされる取引例」は、次のとおりです（消費税法施行令70の9条第2項各号）。

【図表5】特例として「適格請求書等の交付が困難とされる取引例」

- ① 3万円未満の交通機関運送費
- ② 3万円未満の自動販売機により提供されるもの。
- ③ 郵便切手を対価とする郵便サービス
- ④ 出荷者が卸売市場にて行う生鮮食料品の譲渡
- ⑤ 生産者が協同組合に委託して行う農林水産物の譲渡

- ・ よくみてください。【図表5】には、【図表4】とは異なり、「電磁的記録（電子データ）」の表記はありません。
- ・ これは、適格請求書（インボイス）に「電磁的記録（電子データ）」が「追加」されたことから、その影響で、特例から「電磁的記録（電子データ）」の表記が「削除」されたからです（新消費税法30条9項）。
- ・ つまり、新たな適格請求書発行事業者登録制度（インボイス方式）のもとでは、仕入税額控除を受けるには、発行側も受領側も、原則として、基準期間中、電子インボイスを電子帳簿保存法（電帳法）の規定に基づいて保存する義務が生じます。
- ・ このため、電子インボイス制度を採用する事業者と取引をする事業者は、仕入税額控除を受けるには、税務会計業務をデジタル化し、電子帳簿を導入せざるを得なくなります。

- ・ 消費税の電子インボイスの場合、「第7項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類及び電磁的記録（電子データ）をいう。」（改正消費税法 30条9項）としており、電子インボイスについても、その電子データ保存が仕入税額控除の要件とされています。ちなみに、同法30条7項は仕入税額控除否認規定です。ところが、消費税法施行規則という行政のお情け（政令）で、宥恕措置が設けられています。
- ・ 次のように規定して、電子データの保存ではなく、「**出力して書面（紙）で保存する例外措置**」（改正消費税法施行規則 15 条の 5 第 2 項）を認めています。

【図表6】 電子インボイスを出力して書面（紙）で保存する例外措置の定め

[略]電磁的記録[電子データ]を保存する事業者は、**当該電磁的記録[電子データ]を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。**この場合において、当該事業者は、当該書面を、同項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

- ・ ところが、電子帳簿保存法（電帳法）では、新消費税法施行規則と真逆の取扱いをしています。のちにふれますが、21年に法改正[新電帳法（7条）]は、授受した電子データを、事業者が出力して書面（紙）で保存するこれまでの例外措置（旧電帳法 10 条）を廃止したのです（後記【図表18】●電子取引の電子保存が義務化：電帳法規定新旧比較を参照）。

【図表7】 電子インボイスと電帳法の扱いを比べる

今のところ、**新**消費税法施行規則で、「電子インボイス」についてはそれを受け取った事業者が、電子データではなく、「書面（紙）」で保存しても、仕入税額控除を認めるとする特例がある。

この特別扱いは永続するの??

インボイス方式転換への反対論を封じるための「アメ」ではないか??

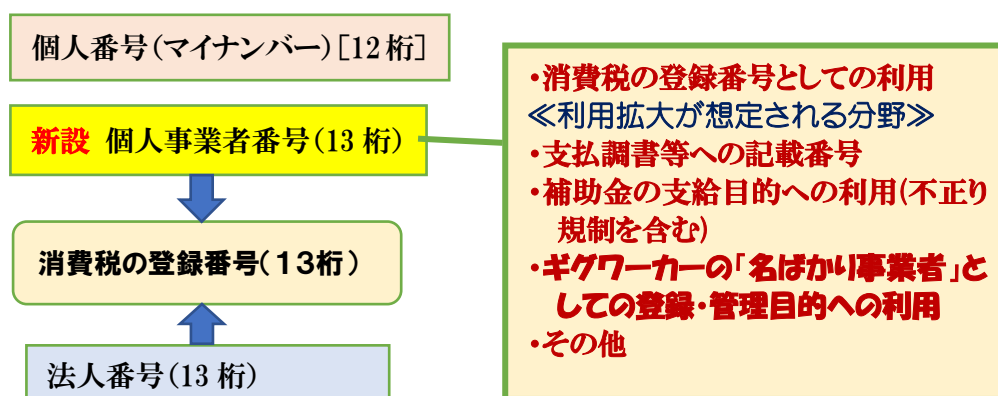
- ① 電子インボイスを導入している企業/事業者と取引する事業者は、遅かれ早かれ電子インボイス制度を導入せざるを得なくなるのではない??
- ② いずれは、電帳法（新電帳法 7 条）と同じく、電子インボイスを受け取った事業者は電子データ保存が義務化される。書面（紙）保存では仕入税額控除は認めない、となるのではない??

- ・ いうまでもなく、「電子インボイスの電子データ保存の義務化」は、デジタルデバイド（情報技術格差）の著しい中小・零細事業者の仕事とくらしの継続を難しくします。しかし、デジタルファーストの掛け声のもと、政府や税務当局が、「劇薬」を使う改正をする可能性があります。警戒が必要です。
- ・ 中小・零細事業者は、膨大なデジタル化投資に加え、過酷な税務コンプライアンスを押し付けられ、生業を圧迫される。起業家育成の面でも大きな障害になるはずです。
- ・ いずれにしろ、前段階控除型の付加価値税である消費税における「仕入税額控除は、事業納税者の権利(the right to deduct input tax)」です。この権利がデジタル化でむしばまれることがあってはならないわけです。
- ・ 電子インボイスに対応でき電子保存できない事業者は、電子インボイス関連取引について仕入税額控除が難しくなることは、とりわけ零細事業者の“営業の自由”や“生存権”に大きなインパクトを与えます。

◆消費税の「登録番号」の危険な使われ方

- ・ 現在、政府が個人や法人をトータルに監視するための識別番号は2つあります。
- ・ ①個人番号(マイナンバー/国民背番号/12桁)と②法人番号(13桁)があります。
- ・ 消費税の「登録番号」として、法人については、既存の法人番号、個人については、新たに個人事業者番号(13桁)を創設し、それを「登録番号」として使います。

【図表8】新設の登録番号(個人事業者番号)の所在



- ・ 現在、個人事業者は、従業員の支払調書などの法定資料に自分の個人番号(マイナンバー)を記載しています。しかし、こうした番号実務は、個人事業者のプライバシー保護の面からは、野蛮です。西欧型の先進諸国を自認する国では異例です。
- ・ 例えば、アメリカは、個人番号(SNS)とは別途の雇用主番号[個人・個人以外双方に共通する番号(EIN=Employer ID Number)]制度を導入して、使っています。オー

オーストラリアも、インボイス方式の消費税(GST)には、法人・個人共通の事業者番号(ABN=Australian Business Number)を使っています。

- ・ 現時点で、新たな 13 桁の個人事業者向けの消費税の登録番号の具体的な利用目的・範囲などは不透明です。1つだけ確かなのは、非公開が原則のマイナンバー(12 桁の個人番号)は消費税の事業者登録番号としては公開して広く使う「登録番号」としては使えないことから新たに設けられことです。
- ・ 新たな 13 桁の個人事業主番号は、現在増えているフリーランサー/ギグワーカーへの課税強化や給与所得者としては認めずに「名ばかり事業者」、「請負契約者」、「一人親方」としての課税取扱いの強制、個人事業者による各種給付金の不正受給などの監視にも使われるのではないのでしょうか¹。
- ・ 報道によると、政府は、この個人向けの消費税登録番号、つまり「個人事業主番号」の利用目的を拡大する方向です。

【日経記事】個人事業主に識別番号、補助金や税務、効率化。

2021/04/06 日本経済新聞 朝刊

政府は個人事業主を登録・識別する番号制度をつくる。補助金の支給や社会保険、税務などの手続きを一元管理できる仕組みを検討する。

〔略〕公的支援から漏れがちなフリーランスのような多様な働き方にも対応した新たな番号制度で行政のデジタル化や効率化を急ぐ。

〔略〕日本はマイナンバーカードを健康保険証代わりに使うなど個人番号を行政サービスに活用する取り組みがようやく進み始めた。企業には国税庁の法人番号があるが、個人事業主を網羅できる仕組みはなかった。

個人や家族など少数でビジネスを営む個人事業主は現在約198万人いる。近年増えているフリーランスらも支援の網から漏れないようにすることが課題だ。〔略〕

新制度は、2023年10月から消費税の税額票(インボイス)を導入するのに合わせ、課税事業者に13桁の登録番号を割り振る。法人は既存の法人番号を引き続き使い、個人事業主には新しい番号を付与する。

個人一人ひとりが持つマイナンバーは他人への提供や公開が法的に規制されている。プライバシー保護の観点から、事業主間でやりとりするインボイスに記載できない制約があった。

個人事業主に付す登録番号は、名前や住所に加え厚生年金や雇用保険、補

¹ 石村耕治・益子良一「問われるギグワーカーの事業者背番号管理」TC フォーラム研究報告 2021 年 7 号 <http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/c3577291d765368c11ec94da38f1ce2a.pdf>

助金申請などの手続きに使う「GビズID」とひも付ける。事業内容や社会保障、補助金の受給歴といった情報を一括して把握できるような仕組みを検討する。

今の法人番号は公開のデータベースで企業名や本社所在地、事業内容、補助金の受給歴などが検索できる。行政や民間ビジネスに使えるデータの基盤になっており、将来は不動産の登記情報などと結びつけるべきだとの意見もある。

新制度も課題は残る。一つは23年の導入まで時間がかかることだ。副業の増加など多様化する働き方にすべて対応できるわけでもない。例えばフリーランスで食事配達を受注する個人が課税事業者として登録しなければ新しい番号を割り振れない。政府は個人事業主をより幅広く把握する制度を引き続き検討する。

- 登録番号、とりわけ個人事業者の登録番号(T123456790123)は、最低限事業者の氏名または名称は、インターネットで公開することになっています。

【図表9】国税庁 適格請求書発行事業者サイト

【TOP画面】

【検索結果画面】

- 「本店または主たる事務所の所在地」や「主たる屋号」を公開しなくとも、ネット検索などにより個人事業者住所などを突き止めることも可能です。人格権(プライバシー権)の侵害につながるおそれもあります。
- 政府による個人事業者番号(登録番号)の危険なエスカレート利用に注意を怠ってはいけません。

◆22 年 1 月施行の電子帳簿保存法(電帳法)改正のポイント

- ・「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律[1998(平成 10)年法律 25 号]」(以下「電子帳簿保存法」または「電帳法」といいます。)は、至近では 2021 年に改正されました。2021 年改正電子帳簿保存法(以下「改正電帳法」ともいいます。)は、2022 年 1 月 1 日に施行されます。

【コラム】 ICT に関する法令用語と日常用語・意味とを比べる

関係法令に盛られた ICT 用語(日本語)には、日常用語(英語/カタカナ表記)とどう結びつくのか難しいものも少なくない。そこで、参考までに、双方を比べていくつかの用語を対比してみると、おおむね次のようになる。

- **電子計算機** 自動的な計算やデータ処理を行う電子装置を指す【例：パソコン、携帯電話など】。
- **電子計算機処理** コンピュータを使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、出力またはこれらに類する処理(電帳法施行規則2条1号)
- **電磁的記録** 電子データ
- **電子取引** 取引情報(取引に関して受領または交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書等)の授受を電子データ(電磁的記録)方式で行う取引
- **ダウンロード** 「国税に関する法律の規定による当該国税関係帳簿に係る電子データ(電磁的記録)の提示または提出の要求に応じることができるようにしておくこと」(例えば、電帳法施行規則2条2項3号)。
- **記録媒体** サーバーなど【例：リモートストレージサーバー、メールサーバー、クラウド、記録メディア(USB)など】
- **電気通信回線** インターネット、携帯電話回線、LAN ネットワークなど
- **電気通信事業者** プロバイダ(ISP)など
- **複写** 電子データ(電磁的記録)を記録媒体(USBなど)にコピーすること。
- **転写** 電子データを記録媒体(USBなど)に移すことをいい、この場合、元の記憶媒体の電子データは消去される。
- **印刷** 電子データを紙媒体にプリントアウトすること。

(1) そもそも電帳法とは何か

- ・ 会計帳簿やと取引関係書類などは、久しく紙(文書)での保存が基本でした。そのため、事業者は、電子データになっている文書をわざわざ印刷して、保存することを強いられていました。

- ・ 1998年に成立した電子帳簿保存法（電帳法）は、各税法で原則として紙での保存が義務づけられている帳簿書類などについて、一定の要件を満たした場合には、電子データ（電磁的記録）による保存を認めることや、電子的に授受した取引情報の電子データ保存を求めることを定めた法律です。正式名称は、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」です。
- ・ また、この法律をもとに、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」（電帳法規）が発出されています。
- ・ 電帳法は、電子データ（電磁的記録）による保存方法を、大きく次の3つに区分して、それぞれの保存要件を定めています。

【図表10】電帳法上の保存区分とは

＜事業者自身が電子的に作成する帳簿書類＞

- ① **電子的に作成した国税関係帳簿書類の電子保存** 税法上保存が義務付けられている紙の①帳簿（仕訳帳・総勘定元帳・補助元帳など）や②書類（損益計算書・貸借対照表・契約書・請求書・見積書など）について、電帳法に定める一定の要件のもとでの電子データ保存すること（電帳法4条1項・2項）。

＜事業者が相手方から受領する書類＞

- ② **紙で授受した文書のスキャナ保存** 紙で受領した書類を、電帳法に定める一定の要件のもとでスキャンしたうえでの画像データで保存すること（電帳法4条3項）。
- ③ **電子取引で授受した電子データの保存** 電子データで授受した取引情報（注文書・契約書・領収書など）を、電帳法に定める一定の要件のもとで電子データ保存すること（電帳法7条）。

- ・ このように、電帳法は、3つの区分に基づいて電子データ保存を認めています。各区分の対象となる帳簿書類などをおおまかに図説すると、次のとおりです。

【ネット投稿/ツイートを拾ってみると……】

- ・ 国は勝手に事業者に負担だけ押しつけていい気なもんだ。
- ・ 法律の要件を満たすクラウドやソフトウェアは国が開発してタダで提供すべき。
- ・ システムを入れる余裕のない僕の会社は、来年から紙で請求書をもらうよう指示が出ています。時代に逆行している。

【図表11】 電帳法で電子保存対象となる帳簿・書類とは

① 電子的に作成した帳簿書類の電子保存 事業者自身が、会計ソフト等で電子的に作成した帳簿、電子的に作成した国税関係書類 ≪システムで一貫して作成・電子保存≫	② 紙で授受した書類のスキナ保存 取引先から紙で受け取る書類 ≪スキナで画像データ化し電子保存≫	③ 電子取引で授受した電子データの保存 事業者や取引先が電子的に授受する書類 ≪電子取引データの電子保存≫ (22.1.1 から義務化)
--	--	--

法4条1項	法4条2項	法4条3項	法7条
	国税関係書類		電子取引
国税関係帳簿	決算関係書類	取引関係書類	
		自己作成書類の写し等	相手方から受領した紙書類
出納帳 仕訳帳 総勘定元帳 補助簿 その他	貸借対照表 損益計算書 棚卸表 他の決算書類	注文書(控) 契約書(控) 請求書(控) 領収書(控) 見積書(控) その他	注文書 契約書 請求書 領収書 見積書 その他
①システムで一貫して電子保存(事業者自身が発行する文書に限定)		②紙はスキナして電子保存	③電子授受したものは電子保存が義務

① 電子帳簿保存の関するシステム要件のあらし

- 電帳法や電帳法施行規則は、国税関係帳簿書類などを電子データで保存するためのさまざまなシステム要件(ルール)を定めています(電帳法4条1項・4条2項・3項、電帳法施行規則旧3条1項・旧3条2項等)。これらのルールは、22年1月1日を起点に大きく変わるが、おおまかに一覧にしてみると、次のとおりです。

【図表12】 ① 電子データ保存のシステム要件(21年12月31日まで)

①訂正等履歴要件	記録項目の訂正または削除等の履歴を保存できる(トレーサビリティある)システムであること。
②相互関連性要件	帳簿間での記録事項の相互関連性を確保できるシステムであること。
③検索要件	次について検索できるシステムであること。

- ・記録事項検索 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じて主要な記録事項のより検索できること。【22 年 1 月 1 日からは、取引年月日、取引金額、取引先に限定】
- ・日付または金額の範囲指定により検索できること。
- ・2 つ以上の任意の記録事項の範囲指定により検索できること。

- ④説明書等の備付け 事業者は、既要書やマニュアルなどシステム開発関係書類等を備え付けること。
- ⑤モニター等の備付け ディスプレイやプリンターでいつでも出力できるシステムであること。
- ⑥ダウンロード要件 電子データ化された国税関係帳簿書類を税務職員の求めに応じて提示または提出(ダウンロード)できるようにしておくこと。

- ・ ②21年1月1日以降のシステム要件(電帳法4条1項・4 条 2 項・3 項、電帳法施行規則2条2項)では、下記の要件を満たせば、前記【図表10】の①訂正等履歴要件、②相互関連性要件および③検索要件を満たさなくとも、一般的に電子データ保存は可能になりました。(ただし、租税特典のある「優良な電子帳簿」の届出をする場合を除きます。)

【図表13】 改正された②電子データ保存のシステム要件(22 年 1 月 1 日以降)

- ①説明書等の備付け 事業者は、既要書やマニュアルなどシステム開発関係書類等を備え付けること(電帳法施行規則 2 条 2 項 1 号)。
- ②モニター等の備付け ディスプレイやプリンターでいつでも出力できるシステムであること(電帳法施行規則 2 条 2 項 2 号)。
- ③ダウンロード要件 電子データ化された国税関係帳簿書類を税務職員の求めに応じて提示または提出(ダウンロード)できるようにしておくこと(電帳法施行規則 2 条 2 項 3 号等)。取引年月日、取引金額、取引先の 3 項目で検索できること(電帳法施行規則 2 条 2 項 3 号・5 条 5 項 1 号ハ)。

[ネット投稿を拾ってみると……]

- ・税務調査を楽にしたいからなんだろうけど、その負担を企業側に求めるはおかしいよ。税務署の仕事だろうに。真実性の確保がキモならタイムスタンプのシステムを行政側がタダで提供するべきだ。

②電帳法改正の経緯

- ・ 電帳法の成立当初は、法律の適用を受けるための要件があいまいでした。このため、導入に消極的な事業者も少なくありませんでした。しかし、その後、数次の改正を経て適用要件が整備されてきました。

【図表14】電帳法改正の簡単な経緯

●2005年3月	紙の書類のスキャン保存の法認。これにより、次の3つの方法により、国税関係帳簿書類などの電子データ保存が可能に
①電磁的記録(電子データ)保存	各種書類をPCで作成し、印刷せずサーバやDVD、CDなどに保存する方法
②COM保存	各種書類をPCで作成し、COM(電子計算機出力マイクロフィルム)に保存する方法
③スキャナ保存	紙の書類をスキャンしてデータに変換して保存する方法
●2005年～2015年	スキャナ保存には電子署名を必要とし、コピー機などのスキャナ機能を使って取り込んだもののみをスキャナ保存の対象として法認
●2016年・2018年	スキャナ保存は電子署名を不要とし、スマートフォンなどで撮影したデータも保存の対象として法認

③利用が低迷する電子帳簿

- ・ 以上のように、電帳法は度々改正されてきました。しかし、規制が厳しく、利用状況は低迷していました。電帳法制の創設以降、税務署による事前承認件数は、次のとおりです。

【図表15】税務署による事前承認制度創設以降、廃止までの事業者の利用件数

①帳簿書類の電子保存	承認件数: 約 27万件 (2020年3月現在)
②スキャナ保存	承認件数: 約 4,000件 (2020年3月現在)

- ・ ほとんどの法人企業がコンピュータ会計によっているにもかかわらず、この数です。
- ・ わが国における企業における国税関係の帳簿書類の電子データ保存、デジタル化は、政府や国税当局が号令をかけるものの、諸外国と比べると、極めて低調な状況にあります。
- ・ この数値が、2021年の電帳法の抜本的改正につながった理由の1つです。

- ・ 2021 年の改正では、「劇薬」が使われました。つまり、事業者が電子取引で授受した国税関係書類の電子データ保存を義務化しました。この義務は、企業規模、個人・法人かを問わず、すべての事業者が対象です。

(3) 電子帳簿等の保存区分ごとの改正点の解説

- ・ すでにふれたように(前記【図表10】参照)、電帳法は、電子帳簿等の保存を、大きく①電子的に作成した国税関係帳簿書類の電子保存、②紙で授受した文書のスキャナ保存、③電子取引で授受した電子取引のデータ保存、の3つに区分して、保存義務者である事業者に対して具体的な要件を定めています。
- ・ そこで、以下に、区分①、区分②、区分③の順に、以下に具体的な要件をおおまかに図説します。

【図表16】 区分①帳簿書類の電子保存に関する改正ポイント

① 税務署長の事前承認制度の廃止

- ・ 国税関係帳簿書類の保存方法の特例[電子保存]の適用にあたり、これまでは税務署長からの事前承認が必要でした(電帳法旧 4 条等)。しかし、この事前承認は、21 年の改正で廃止されました(電帳法新 4 条等)。
- ・ 事前承認廃止の適用開始は、次のとおりです。

● 税務署長の事前承認廃止の適用開始時期

- | | |
|------|-----------------------------------|
| ① 帳簿 | 2022(令和4)年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から |
| ② 書類 | 2022(令和4)年 1 月 1 日以降に保存を開始するデータから |

② 電子帳簿が「優良」と「その他(普通)」の 2 種類に

帳簿書類の電子保存のシステム要件は、以下の①と②の2つの基準になり、最低限①基準を満たせば、電子保存が可能になりました。また、2つの基準を満たせば「優良な電子帳簿」として租税特典が付与されます。

● 帳簿書類の電子保存のシステム要件

- | |
|----------------------|
| ① 説明書等の備付け＋モニター等の備付け |
| ② 検索機能＋訂正削除履歴の確保等 |

(a) 「優良な電子帳簿」への租税特典の付与

- ・ 国税関係帳簿書類の保存義務を負う者(保存義務者)が、一定の国税関係帳簿 * について、前記①と②のシステム要件を満たし優良な電子帳簿として電子データによる備付けおよび保存を行っている場合で、あらかじめ所轄税務署長にその旨の届出をしているときには、優良な電子帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあったとしても(ただし仮装または隠ぺいがあった場合を

除きます。)、その申告漏れ等への過少申告加算税が 5%軽減される措置が導入されます(電帳法 8 条 4 項)。

＊一定の国税関係帳簿とは、所得税法や法人税法に基づき青色申告者(青色申告法人)が保存するように求められる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿(売掛帳や固定資産税台帳)または消費税法に基づき事業者が保存するように求められる帳簿をさします。

- ・ また、所得税における青色申告特別控除[控除額 65 万円]の適用要件も見直され、「優良な電子帳簿」の保存義務者であることの要件が追加されました(租税特別措置法 25 条の2第4項 1 号)。

●65 万円の青色申告特別適用要件

控除額	要件
55 万円	①正規の簿記の原則により記載 ②貸借対照表と損益計算書を添付 ③期限内申告
65 万円	<<改正前>> 上記①・②・③に加え、以下のいずれかを行うこと。 ①e-Tax による申告を行うこと。 <<改正後>> 上記①・②・③に加え、以下のいずれかを行うこと。 ①電子帳簿保存。ただし、電子帳簿保存について、仕訳簿および総勘定元帳につき「優良な電子帳簿」に依拠していること。 ②e-Tax による申告を行うこと。

③「その他[普通]の電子保存」の創設

- ・ 事業者は、最低限、前記①のシステム要件を満たせば、国税関係帳簿書類を電子保存ができる。ただし、正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)に従って記録されるものに限られます(電帳法施行規則 2 条 1 項)。
- ・ 税務調査の際の電子データのダウンロード[税務職員の提示または提出]要求に応じられるようにしておくこと]要件(電帳法施行規則 2 条 2 項 3 号等)を満たすこと。

【図表17】区分②スキャナ保存に関する改正ポイント

①税務署長の事前承認制度の廃止

- ・ 事業者が、取引先から紙で受け取る書類をスキャナで画像データ化し電子保存するについては所轄税務署長から事前承認を受ける必要がありました。しかし、スキャナ保存にかかる事前承認制度は廃止されました。

- ・ 2022 年 1 月 1 日以降にするスキャナ保存から適用されます。

【コラム】 タイムスタンプとは何か

「タイムスタンプ」とは、ある時刻にその電子データが存在していたことと、それ以降改ざんされていないことを証明する電子技術です。タイムスタンプに記載されている情報とオリジナルの電子データから得られる情報を比較することで、タイムスタンプの付された時刻から改ざんされていないことを確実に確認することができます。

保存義務者である事業者は、紙の文書の②「スキャナ保存」する場合には、原則としてタイムスタンプ要件が課されます。なお、電帳法でいうタイムスタンプは、(一財)日本データ通信協会の認定を受けたものに限定されます。タイムスタンプは、個人事業者にはなじみが薄いと思います。しかし、個人事業主でも、電帳法に基づくスキャナ保存をするには、有料のタイムスタンプを購入しないといけません。中小・零細事業者にはかなりの負担になると思います。事業者が、②「スキャナ保存」をする場合で、タイムスタンプ不要としたいときには、施行規則や基本通達では、「クラウドサービス・クラウド会計・クラウドサーバ保存」のような「訂正または削除を行った事実および内容を確認できるシステム」を代わりに使うように推奨しています。この代替案も、中小・零細事業者には金食い虫のようにみえます。

②「スキャナ保存」に加え、後述③「電子取引のデータ保存」、つまり事業者が取引先から電子的に受け取った電契約書や請求書のデータ保存についても、タイムスタンプを付す保存方法が推奨されています。しかし、③「電子取引のデータ保存」では、タイムスタンプよりも、電子署名の方が重要になります。

ちなみに、改正前の電帳法では、②「スキャナ保存」の場合も、タイムスタンプと電子署名の双方が必要でしたが、改正後は、電子署名は必須ではありません。

② 各種システム要件の廃止・緩和

- ・ スキャナ保存(電帳法 4 条 3 項)には、以下のような特有のシステム要件があり、21 年改正で、これらの要件は廃止または緩和されました。

① **タイムスタンプ要件の緩和**

- ・ スキャナのタイムスタンプの付与の日数制限の延長および要件の緩和：
これまでは3日以内が、2か月と7営業日以内に延長されます。
- ・ 会計ソフトなどのクラウドサービスへのアップロード、いわゆる「クラウド保存」も可能になりました。この結果、訂正や削除の事実やその内容を確認できるようなクラウドなどのシステムに、スキャンしたものを2ヶ月と7営業日以内に保存した場合は、タイムスタンプが不要となります（電帳法基本通達4-28など）
- ・ この期限に間に合わなかったら紙の原本で保存します。

② **スキャン前の紙書類への自筆署名要件の廃止、自署不要に**

- ・ 事業者である保存義務者が、国税関係書類を「紙」で受け取り、スキャナで読み取る際に自筆書面（自署/サイン）が必要でした。
- ・ この自署要件は廃止され、「自署不要」となりました。

③ **定期検査など適正事務処理要件の廃止**

- ・ これまでは、スキャナ保存の適正事務処理要件【相互牽制（2人以上での事務処理）、定期的な検査、再発防止策規程の整備など】がありました。
- ・ しかし、これら適正事務処理要件は廃止された。したがって、1人での運用が可能になりました。

④ **スキャン後に紙原本の即時廃棄可能に**

- ・ これまでは、適正事務処理要件（原本とデータの突合作業、検査実施など）までは原本廃棄は不可でした。
- ・ この要件が廃止されました。このため、スキャナ後すぐに原本破棄が可能になりました。（もっとも、税務当局が即廃棄を法認しても、他の行政機関が認めていない場合もあります。事業者は注意が必要です。）

⑤ **検索要件の記録事項の緩和**

- ・ 検索要件の記録事項が、日付・金額・取引先のみになりました。
- ・ これに伴い税務調査の際の電子データのダウンロード[税務職員の提示または提出]要求に応じられるようにしておくこと]要件（電帳法施行規則2条2項3号等）も緩和されました。

⑥ **スキャナ保存された電子データに不正があった場合の重加算税の加重**

- ・ スキャナ保存と電子データの電子保存について、電子データに「仮装また

は隠ぺいがあり、重加算税が賦課された場合には、その申告漏れ等に10%加算措置が導入されました(電帳法 8 条 5 項)

【図表18】区分⑥電子取引のデータ保存に関する改正ポイント

- ・ 事業者が取引先から電子的に受け取った請求書のデータ保存については、以下のように、システム要件が緩和されました。

①タイムスタンプや検索に関するシステム要件の緩和

①a タイムスタンプ要件の緩和

- ・ スキャナのタイムスタンプの付与の日数制限の延長および要件の緩和：これまでの3日以内が、2か月と7営業日以内に延長されました。

①b 検索要件の記録事項の緩和

- ・ 検索要件の記録事項が、日付・金額・取引先のみとなりました。
- ・ これに伴い税務調査の際の電子データのダウンロード[提示または提出]要求に応じられるようにしておくこと]要件(電帳法施行規則 2 条 2 項 3 号等)も緩和されました。

①c 小規模事業者はすべての検索要件不要に

- ・ 売上高 1,000 万円以下の小規模事業者については、税務調査の際の電子データのダウンロード[提示または提出]要求に応じられるようにしておくこと]要件が満たされていれば、すべての検索要件が不要になりました。

②電子取引の電子保存の義務化

- ・ 電子取引の要件が厳格になった点は、次のとおりです。

●電子取引の電子保存が義務化：電帳法規定新旧比較

①新規定(22 年 1 月 1 日以降)

電帳法 7 条(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。)及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

②旧規定

電帳法 10 条(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。)及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、

当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

紙保存の例外・宥恕措置がなくなった！

③ 電子保存された電子データに不正があった場合の重加算税の加重

- ・ スキャナ保存の場合と同様に、電子データの電子保存について、電子データに「仮装または隠ぺいがあり、重加算税が賦課された場合には、その申告漏れ等に 10%加算の措置が導入されました（電帳法 8 条 5 項）。

- ・ 企業規模を問わず電子取引の電子データ保存義務化は、電子データ保存をする企業と取引をする事業者も、帳簿・書類などの電子化が早急の課題となってきました。
- ・ すでにふれた消費税の仕入控除に適格請求書等保存（インボイス/税額票）方式、とりわけ「電子インボイス」、の導入・義務化も視野に入れて考えると、中小・零細事業者にも及ぼす影響は極めて大きいといえます。

【図表19】 零細事業者に危ない 2 大デジタル化策の落とし穴



① 問われる電帳法違反と税法上の帳簿書類の保存義務とのリンケージ

- ・ 国税関係帳簿書類や電子取引データの保存について、電帳法の要件を充たしていない場合には、税法上の保存義務を充たした帳簿書類として取り扱われません。
- ・ スキャナ保存と電子データの電子保存について、電子データに「仮装または隠ぺいがあり、重加算税が賦課された場合には、その申告漏れ等に 10%加算の措置が導入されました（電帳法 8 条 5 項）。

② 改正電帳法をおさらいする

- ・ 電帳法は、①電子的に作成した帳簿書類の電子データ保存、②紙で授受した書類のスキャナ保存、③電子取引で授受した電子データの保存を主な内容としています。

- ・ これら内容に関する主な改正点をおさらいしてみると、次のとおりです。

【図表20】 改正電帳法のおさらい

①電子的に作成した国税関係帳簿書類の電子データ保存 ・ 税務署長の事前承認は廃止 ・ 従来の要件を充たす帳簿を「優良な電子帳簿」として過少申告加算税を軽減します。 ・ 要件を緩和した簡易な電子的保存（「それ以外（普通）の電子帳簿」）を創設します。ただし、一定の場合には税務職員のデータダウンロード要請に応じる必要があります。
②紙で授受した書類のスキナ保存 ・ 税務署長の事前承認は廃止 ・ タイムスタンプ要件等は緩和されます。ただし、一定の場合に税務職員のデータダウンロード要請に応じる必要があります。 ・ 不正があった場合の重加算税の加重措置が適用されます。
③電子取引で授受した電子データの保存 ・ タイムスタンプ要件等は緩和されます。ただし、一定の場合に税務職員のデータダウンロード要請に応じる必要があります。 ・ 電子データの紙面出力による保存を廃止します。つまり、電子データについては電子保存を義務化します。 ・ 不正があった場合の重加算税の加重措置が適用されます。

- ・ 以上のような電帳法改正から見えてくる重要なポイントは2つあります。
- ・ 1つは、電子取引については取引情報を紙出力して保存することができなくなることです。言いかえると、帳簿等の電子保存導入を望まない事業者でも、取引相手事業者から電子データを受け取った場合には、そのデータを電子保存しなければならないことになります。つまり、実質的に電子データ保存は義務化されます。
- ・ そして、2つ目は、帳簿等の電子保存をしているまたは新たに導入する事業者は、税務調査時に、税務職員の質問検査権に基づく帳簿等のデータのダウンロードの求めに応じなければならないことです。

【ネット投稿を拾ってみると……】

- ・ 民間を困らせるだけの法律にしか見えないが、「経理の電子化による生産性の向上」のための法改正となっている。この法律により、ウチの会社の生産性は確実に下がるのだが……。保存要件概要には『訂正・削除を行った場合には、その内容を確認できるシステム…』『質問検査権に基づく求めに応じることができるように…』
公文書を改竄する財務省 & 国税庁にこそこの法律が必要なのでは？

(4) 個別税法上の帳簿等の保存義務・義務違反への制裁のポイント

- ・ 各税法(個別税法)は、事業者に対する帳簿等の保存義務要件を定めています。事業者は、帳簿等を“リアル(紙)で保存するか”、あるいは“電子で保存するか”を「選択」することになります。電子での保存を選択すると、電帳法に定めるに定める帳簿等の電子保存の要件を満たすように求められます。
- ・ このことから、事業者にとり、個別税法に定める事業者の帳簿等の保存義務や義務違反への制裁に関する規定を確認しておくことは重要です。そこで、以下に、法人税法、所得税法、そして消費税法における規定ぶりについて簡潔に図説します。

【図表21】 個別税法上の帳簿等の保存義務・義務違反への制裁のポイント

●法人税法・所得税法上の帳簿等の保存義務のあらまし

法人税法と所得税法は、事業者に対して、国税関係帳簿や決算関係書類、そして取引関係書類の作成・保存を義務づけています。

なかでも、税務署長の承認を得て青色申告を選択した事業者(以下「青色申告者」という。)には、複式簿記(ただし所得税法は簡易帳簿も可能)による仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿の作成を求めています。

その見返りとして、青色申告者には更正処分に先立つ帳簿書類の調査、更正通知書への理由附記、推計課税の排除、純損失や欠損金の繰越控除のような特典を与えています。しかし、青色申告者が帳簿等の作成・保存義務に違反すれば、青色申告の承認が取り消され、それらの特典を享受できなくなるという形で制裁を課しています。

他方、青色申告を選択しない事業者(以下「白色申告者」という。)については、帳簿等の作成・保存義務に違反したとしても、青色申告者に対するような制裁はありません。推計課税による更正・決定を受けるに留まります。

●消費税法上の帳簿等の保存要件のあらまし

消費税法は、課税事業者に対して資産の譲渡等の相手方の氏名・名称、それを行った年月日、それに係る資産または役務の内容、その対価の額の各事項を記録した帳簿の備付けを義務付けています。多段階で課税する消費税では、課税事業者にとっては、前段階控除、すなわち仕入税額控除ができるかどうか最も重要な点です。

2023年10月1日以降の適格請求書等[インボイス(税額票)]保存方式への移行後は、経過期間もありますが、以下のように請求書への記載事項が増え、これらの記載がない場合には、仕入税額控除が認められなくなります。

◆適格請求書等[インボイス(税額票)]保存方式(23年10月1日以降)

- ①発行事業者の氏名または名称
- ②取引年月日
- ③取引(資産の譲渡等)の内容
- ④取引(資産の譲渡等)の金額
- ⑤消費税額
- ⑥交付を受ける事業者の氏名または名称
- ⑦軽減税率の対象品目である旨
- ⑧税率ごとに合計した対価の額
- ⑨税率ごとの消費税額と適用税率
- ⑩発行事業者の登録番号(13桁)

請求書

田中食堂 御中

(株)第一物産
〒東京都●●●●
☎03-●●●●

登録番号 1230123456789

●年 10 月分 328,000 円(税込)

10/1	つまみ類*	10,800
10/20	チーズ *	16,200
.		.
.		.
10/29	ビール	81,000
合計		328,000

10%対象 200,000	・消費税20,000	
*8%対象 100,000	・消費税8,000	

(5) 改正電帳法と事業者のリスク負担

- ・ 事業者が、改正電帳法に基づく帳簿書類の電子保存を選択し、その後に電帳法の電子保存要件や個別税法上の帳簿書類の保存要件を充たしていないと税務署に判断されたとします。
- ・ この場合に事業者が連鎖的に負う最も大きなリスクは、おおまかに言えば、①青色申告の承認取消しのリスクと②仕入税額控除否認のリスクです。いずれも、事業者の事業継続に重大な影響を及ぼすものです。
- ・ 今後、システム要件違反もさることながら、事業者が、電子データの提示または提出を拒否する場合に、とりわけ、こうしたリスクが負う可能性が高まると想定されます。

(6) 小括: 零細事業者の生存権をむしばむ改正電帳法と電子インボイス

- ・ 改正電帳法、さらには適格請求書等[インボイス(税額票)]保存方式への移行に伴う電子インボイスの導入では、仮に電子化に対応できない白色申告者、消費税の免税事業者であっても、法律のうわべからは事業継続可能なつくりになっているようにもみえます。しかし、現実には、そうした事業者の取引相手が電子化しており、電子データや電子インボイスを授受できるように対応できなければ、事業継続は難しい構図になっています。
- ・ 白色申告者、消費税の免税事業者の多くは、零細事業者です。このことは、裏返すと、デジタル化についていけない零細事業者は、生業の継続が至難となり、憲法25条で保障された生存権を侵害されることにつながります。事業者の生存権をむしばみ、事業者間のデジタルデバイド(情報技術格差)を無視したデジタルファースト政策が根底から問われて

います。

- ・ 政府や税務当局のみならず、政治家までもが、「デジタル化万歳!」、「デジタルファースト」を繰り返しています。しかし、国会議員の年齢をみても、50代~60代が大半を占めます。閣僚にいたっては、70代以上も珍しくありません。こうした人たちに「デジタル化実技試験」を義務化したらどうでしょうか? 役人任せの「デジタル化」策に自分らがついていけず、いかに高齢化した社会に優しくない政策をやろうとしているのかわかるのではないのでしょうか。また、零細事業者にとり、費用対効果(コスト・パフォーマンス)を無視したデジタル化のための初期投資やその後のデジタル化負担がいかに重荷になるか、そしてITハイエナ企業の餌食になり、生業の継続が困難になるような愚かな政策をやろうとしているのか、少しはわかるのではないかと思います。
- ・ 中小・零細事業者到大企業と同じレベルの電子帳簿等の作成保存基準を求めるのは「悪平等(vicious equality)」です。悪平等を解消するため、国会は、費用対効果を考え、より現実的かつ合理的な対応策を探る必要があるのではないのでしょうか。
- ・ 例えば、「中小・零細事業者については収入の一定割合を手残りとし、紙か電子かを問わず、帳簿等は収入についてのみ作成・保存すれば足りる」とするのも一案です。

◆電子インボイス、「ペポル」とは何か

- ・ 中小・零細事業者にやさしくない「改正電帳法」について概観してみました。
- ・ 次に、同じく小規模・零細事業者にやさしくない「電子インボイス」についてふれます。
- ・ EU(欧州連合)加盟国や韓国をはじめとしたインボイス(税額票)方式の付加価値税(VAT,GAT)を導入する諸国で広く採用されてきています。
- ・ これらの諸国では、当初、政府が民間からモノやサービスを購入する取引/政府公共調達(BtoG)²をする際に事業者が電子インボイスを使うように求めました。
- ・ その際の統一規格として採用されているのが「ペポル(PEPPOL=Pan-European Public Procurement Online)」です。
- ・ ペポルは、その後、事業者と事業者との間の取引(BtoB)に広く採用されてきています。ペポルは、EDI(電子データ交換)の際の国際的な規格づくりをしている非営利団体です。

【コラム】「ペポル」とは何か

- ・ 「ペポル/Peppol(Pan European Public Procurement Online)」とは、電

² 一般に「政府調達(government procurement)」は「国」を対象とした調達取引、公共調達(public procurement)は、国プラス州、地方団体などを含む調達取引をさします。ここでは、「政府公共調達」の言葉を使います。

子化/データ化された文書を国境のないネットワーク上でやり取りするため国際的な統一基準です。

- ・ データ化する「文書仕様」「ネットワーク」「運用ルール」などの検討を行っています。
- ・ 「オープンペポル (OPEN Peppol)」という国際的なネットワーク上の非営利団体により管理されています。
- ・ 当初、ペポルは、政府が民間からモノやサービスを購入する取引/政府公共調達 (BtoG) をする際に事業者が電子インボイスを使うように求める際の基準でした。
- ・ その後、民間の事業者間取引 (BtoB) にもエスカレート利用されてきています。
- ・ オープンペポルは、官民連携の組織で、世界各国の行政機関のほか、450 を越える民間事業者団体がメンバーとなっています。
- ・ 世界主要国の電子フォーマット化の現状については、オープンペポルの HP にアクセスすれば、わかります。 [Peppol](#)

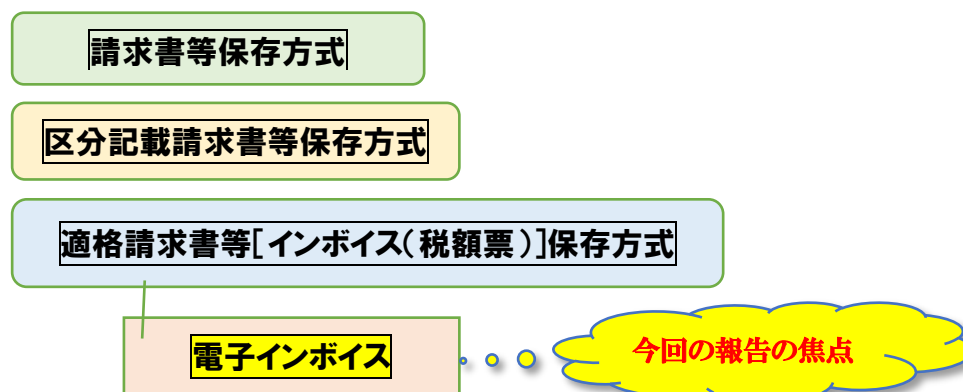
- ・ ペポルについては、後にもう少し詳しくふれますが、付加価値税の課税漏れ (tax gap) 防止のための「継続的取引監視 (CTC=Continuous Transaction Controls)」のツール (道具) をつくることも重要な使命の一つとしています。

【図表22】 付加価値税/消費税の対象となる基本的な取引類型

- | |
|--|
| ①BtoG (Business to Government) 事業者と政府取引 [政府公共調達] |
| ②BtoB (Business to Business) 事業者間取引 |
| ③BtoC (Business to Consumer) 事業者と最終消費者間取引 |
| ④CtoC (Consumer to Consumer) 消費者間取引 |

- ・ わが国は、付加価値税である多段階型の消費税における仕入税額 (前段階) 控除をするやり方について独自路線を採りました。世界の流れとは異なり、導入当初から請求書等保存方式 (帳簿方式) で対応してきました。
- ・ 帳簿方式は、タックスコンプライアンス (税法令遵守) の面からみると、中小事業者にやさしく、慣れ親しんだ仕入税額控除のやり方です。
- ・ しかし、益税が発生するなどの指摘もあり、政府は、今般の複数税率 (10% の標準税率 + 8% の軽減税率) の導入を機にインボイス (税額票) 方式に移行することを決めました。政府は、さらに、世界の動きに遅れをとるまいと、早急に電子インボイス導入に舵を切りました。

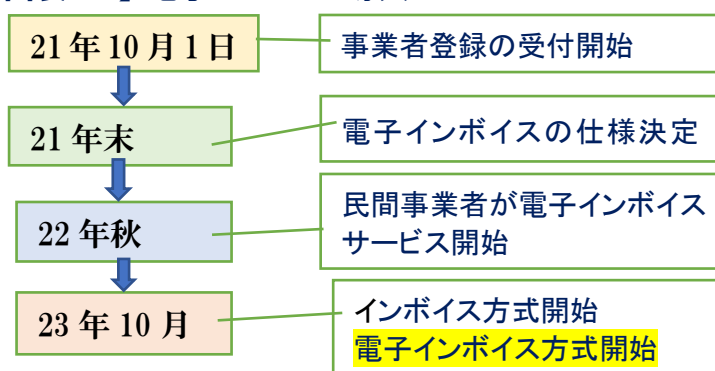
【図表23】わが国での仕入税額(前段階)控除の方向性



◆電子インボイスを翼賛的に推進する団体「エイパ」とは

- ・ 電子インボイスの導入を23年10月のインボイス方式への転換の時期に合わせようということで、官民一体の作業をすることになりました。
- ・ 21年9月に発足したデジタル庁が音頭をとり、会計ソフト会社など約120社で構成する「電子インボイス推進協議会(エイパ/EIPA=E-Invoice Promotion Association)」³が協力して電子インボイスの導入を推進することになりました。「電子インボイスの規格統一」が狙いとしています。ペポル(PEPPOL)の採用を軸に、21年度中に規格を策定させる方向です。9月中旬に国際的なペポルの管理団体に参加し、デジタル庁内に事務局を立ち上げました。日税連も急ぎ加入しました。

【図表24】電子インボイス導入プロセス



- ・ デジタル庁⁴は、わが国の法制度や商習慣に対応した新たな電子インボイスの仕様(日本版仕様)を選択する方向です。

³ EIPA | 電子インボイス推進協議会

⁴ 相互連携分野等のデジタル化 | デジタル庁 (digital.go.jp)

- ・ つまり、税込価格や1か月分の取引代金を一括請求する「月締め」(韓国なども同様)にも対応し、事業者の利便性を高めるとしています。会計ソフト企業などと協力して 2022 年秋のサービス提供開始を目指しています。
- ・ 日本版仕様は、売り手と買い手の名称、取引年月日や取引内容などの各国共通の項目に加えて「月締め」の商習慣にも対応するのが特徴です。
- ・ インボイス方式の本場である欧州では、税別表示、取引ごとに請求書を発行するのが一般的です。
- ・ これに対して、日本版仕様では、税込表記、1か月分の取引の代金を一括して請求するケースも少なくありません。そこで、わが国では、事業者が管理しやすいように1か月分のインボイス以外の取引文書をまとめて照会できるシステムにする方向です。

◆「電子インボイスで中小事業者の事務負担が減る」はフェイク？

- ・ 日経新聞 2021 年 10 月 11 日朝刊「日本版インボイスが新仕様に：電子請求書『月締め』対応」のタイトルの記事[抜粋]では、次のように書いています。

政府は電子インボイスが普及すれば中小事業者の新たな事務負担が発生しにくくなるとみる。制度の意義や利便性を訴え導入を促す構えだ。政府内には免税事業者が課税事業者に転換する動きが進むことで、消費税が事業者の手元に残ったままになる「益税」問題の解決につながるとの期待もある。

- ・ この記事のうち、「政府は電子インボイスが普及すれば中小事業者の新たな事務負担が発生しにくくなるとみる。」の表記には、大きな疑問符がつきます。見方によっては、フェイクととれます。
- ・ 中小・零細事業者が課税選択をしても、事業者間(BtoB)取引では、取引先が紙のインボイスを受け付けなくなると、電子インボイスを採用せざるを得なくなるはずですが、したがって、わが国のように中小・零細事業者のデジタル化が進んでいない常態では、むしろデジタル化の初期費用がかさみ、中小事業者の負担は増大するといえます。
- ・ このことから、デジタル空間にオンラインの電子インボイスのプラットフォーム(仲介)サービスを提供する IT 企業(デジタルプラットフォーム企業)への中小・零細事業者の支払は、確実に増大するのは避けられません。

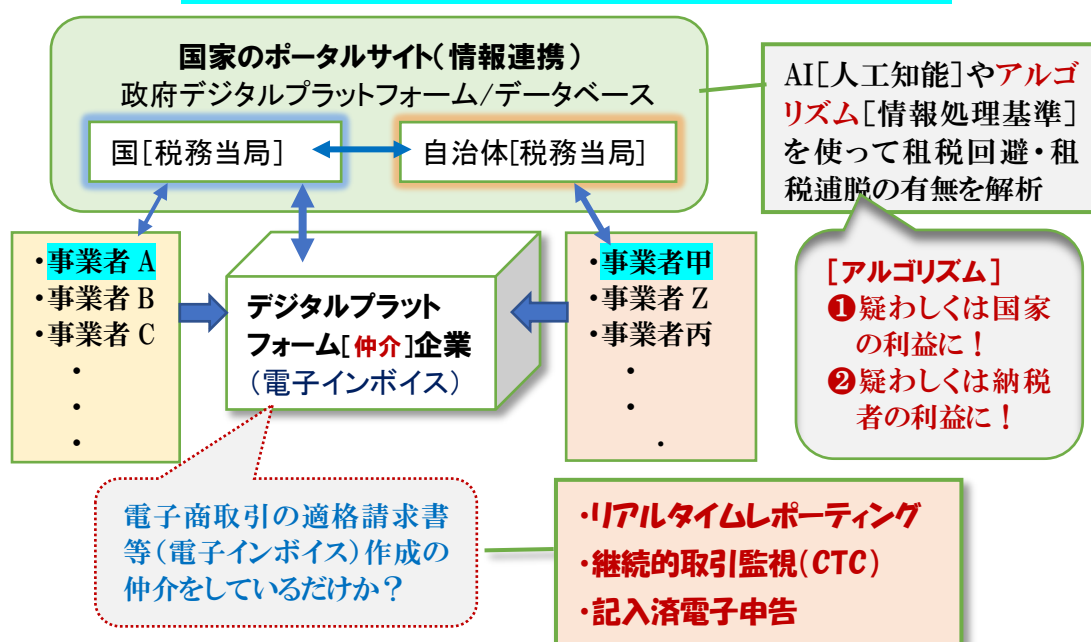
◆電子インボイスの真の狙いは「商取引のデジタル国家監視」

- ・ 電子インボイスを採用するのは、「商取引の国家監視」、「商取引のデジタル監視」が最大の狙いとされます。

- ・ つまり、BtoB[事業者間]取引、BtoG 取引[事業者と政府間取引/政府公共調達]にかかる電子インボイスを仲介するデジタルプラットフォーム企業の取引情報が国家(国や自治体)、とりわけ税務当局のデータベース(ポータルサイト/政府プラットフォーム)と紐づけられ「データ監視資本主義」につながる懸念が強いのです。
- ・ これは、後に詳しくふれるが、EU 加盟各国やイギリス、韓国などの実際の電子インボイス制度やその構想を深読みすればすぐわかります。
- ・ 電子インボイス制度は、紙のインボイスを電子データ化するという単純な構想ではありません。
- ・ 読者の理解を深めるために、電子インボイス、デジタルプラットフォーム企業、国家ポータルサイト、AI[人工知能]、アルゴリズム[情報処理手順]などのツールやコンポーネントを使った電子インボイスデータのオンライン流通の仕組みを簡潔にイメージすると、次のとおりです。

【図表25】 電子インボイスデータのオンライン/ネットワーク流通イメージ

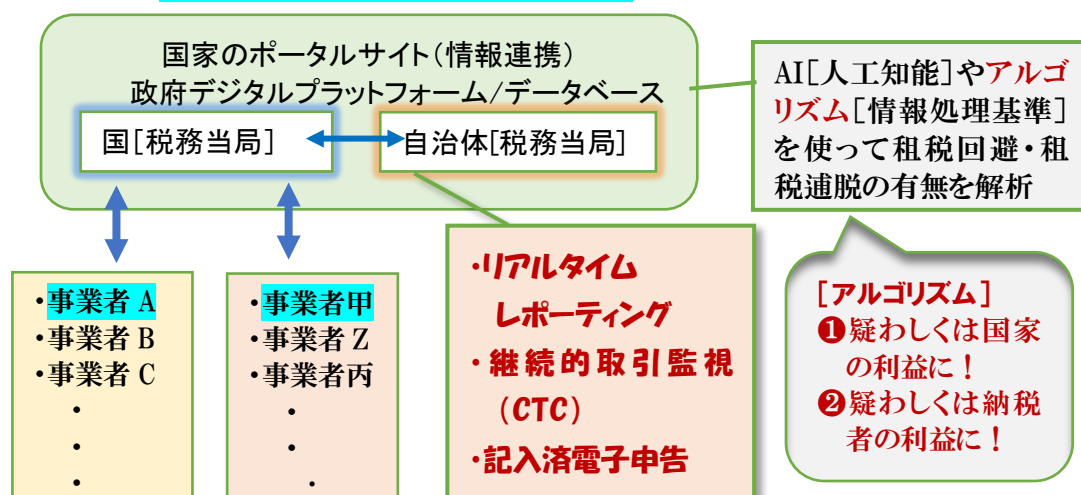
＜民間プラットフォーム＋国家プラットフォーム併用タイプ＞



- ・ 民間のデジタルプラットフォーム企業を介在させないで、国家のポータルサイト(電子インボイスインフラ)に直接接続する形で電子インボイスを流通(発行・受領・保存)させる次のような【図表26】モデルには、市民・納税者からのアレルギーが強いのは当然です。

【図表26】電子インボイスデータのオンライン/ネットワーク流通イメージ

《国家プラットフォーム直結タイプ》



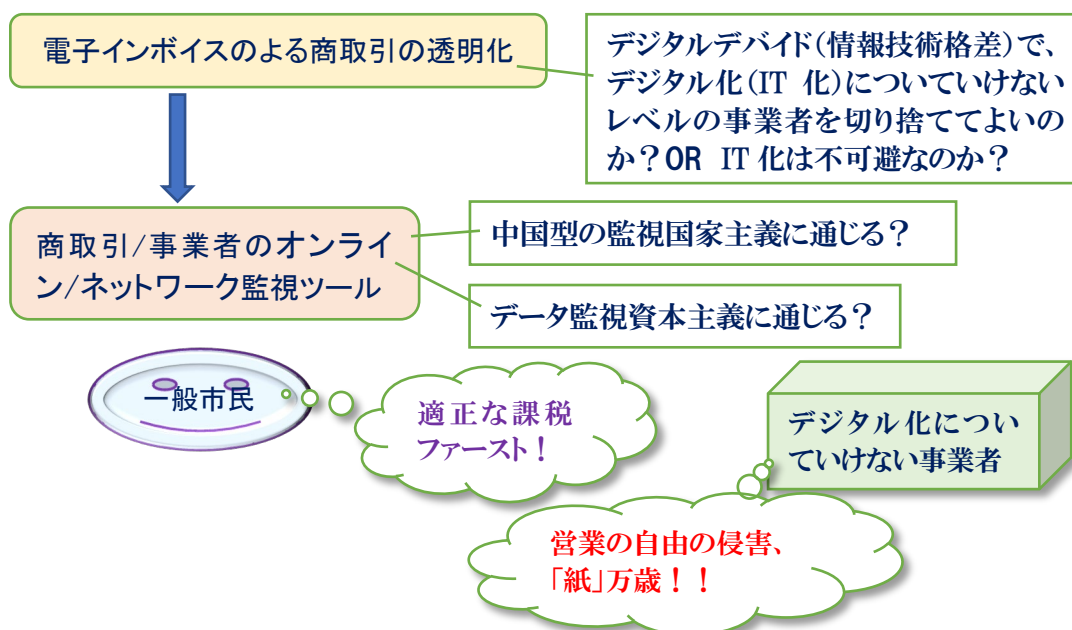
- ・ 電子インボイスをデジタルプラットフォームを介して流通させることにより、税務当局が収集した納税者情報、取引情報の危険な使われ方をおおまかにまとめてみると、次のとおりです。

【図表27】電子インボイスの税務当局による危険な使われ方

《電子インボイス制度をツール(道具)にして、収集された税務情報の活用とは》	
① 税務当局による「リアルタイムレポーティング(real time reporting)」	
【批判】申告納税制度のもとでは、学問上、「事前調査」(申告期限前に実施される調査)は違法と解されています。ところが、リアルタイムレポーティングの仕組みでは、実質的に“常時オンライン税務調査”も可能になります。	
② 「継続的取引監視(CTC=Continuous Transaction Controls)」	
【批判】「監視資本主義」、つまり市場主義原理のもとにある民間企業間(BtoB)取引の国家(国・自治体)によるデジタル監視システムの構築が可能になります。監視税務行政につながることは明らかです。	
③ 記入済み電子申告書にエスカレート	
① 記入済み電子消費税[付加価値税]申告制度 (pre-filling and electronic VAT return system)	
② 記入済み電子所得税申告制度	
③ 記入済み電子法人税申告制度	
【批判】自主申告納税制度(self-assessment system)から一種の賦課課税(official assessment system)に類似する仕組みになり、納税者は、修正を求める存在になってしまいます。申告納税制度崩壊の呼び水になることが懸念されます。	

- ・ こうした税務当局による電子インボイス使われ方は、事業納税者からは危なく見えても、一般納税者からは、取引を透明化し、課税漏れを封じるためには必要な対応のように思えるかもしれません。しかし、電子インボイスの義務化による監視税務行政は、事業者の営業の自由など憲法的な自由の保障の面で重い課題をかかえています。

【図表28】 電子インボイスのよる取引の透明化？ OR「商取引の国家監視」？



- ・ EU では、各国の税務当局が久しく付加価値税の課税漏れに悩まされてきています。このため、「商取引の透明化」が優先される傾向にあります。「商取引の透明化」が「商取引/事業者のオンライン/ネットワーク国家監視」につながり、ひいては中国型の「監視国家主義」あるいは「監視資本主義」につながるという認識はあまり強くはないといえます。

◆電子インボイスの危険な使われ方をグローバルに点検する

～商取引/事業者のオンライン/ネットワーク国家監視の実情

- ・ 付加価値税の課税漏れ (tax gap) 防止のための「継続的取引監視 (CTC = Continuous Transaction Controls)」システムの導入、そのための電子インボイスの義務化 (mandatory e-invoicing) に走る国が着実に増えてきています。
- ・ 狙いは、商取引や事業者情報のオンライン/ネットワーク国家監視の強化です。各国の税務当局が電子インボイスのネットワークと情報連携して商取引や事業者の

情報を「リアルタイムレポーティング (real time reporting)」できる仕組みの構築です。

- ・ つまり、近年のデジタル技術の進歩に伴い、24 時間態勢で商取引や事業者の情報を収集・監視できる仕組みの構築が可能になったわけです。
- ・ もちろん、可能になったとしても、やっていいことと、やってはいけないことがあります。
- ・ これまでのリアル(現実空間/物理的空間/目に見える空間で)の税務調査で、税務当局は、納税申告の完了を待って実施するルールになっています。申告納税制度のもとでは、学問上、「事前調査」(申告期限前に実施される調査)は違法と解されています⁵。
- ・ ところが、電子インボイス制度を活用したリアルタイムレポーティングの仕組みでは、常時オンライン税務調査も可能になります。納税者の権利利益を護るために、オンラインの常時調査を法律上どのように規制すべきは重い課題になります。
- ・ 付加価値税への電子インボイスの導入は、いわゆる「記入済み電子付加価値税申告制度 (pre-filling and electronic VAT return system)」の呼び水になります⁶。
- ・ こうした新たな制度の導入を、納税者の権利利益保護の視角から、どう評価したらよいのかも厳しく問われているわけです。
- ・ 付加価値税/消費税の対象となる基本的な4つの取引類型については、すでに前記【図表22】でふれました。
- ・ これら取引類型のうち、とりわけ電子インボイスの利用でターゲットとされているのは、①政府公共調達[BtoG (Business to Government)]、つまり事業者と政府との間での取引と、②事業者間[BtoB (Business to Business)]取引です。
- ・ これに対して、③ 事業者と最終消費者間[BtoC (Business to Consumer)]取引や④消費者間[CtoC (Consumer to Consumer)]取引ではあまり問題になりません。これは、③や④の取引では、仕入税額控除やインボイス(税額票)の発行が問われないからです。
- ・ 電子インボイス導入についてグローバルにみると、後に詳しくふれませんが、アジア地域では韓国が一步抜きんでいます。
- ・ 一方、欧州連合 (EU) において、加盟国は、「2014 年電子インボイス指令 (eInvoicing Directive 2014/55/EU on electronic invoicing in public procurement)」

⁵ 石村耕治編『現代税法入門塾 (第 10 版)』(清文社、2020 年) 567 頁参照。

⁶ 「記入済み申告 (pre-filling tax return, pre-filling tax return) システム」について伝統的な申告納税制度との比較的な視点からの分析としては、石村耕治「AI 税務と税務専門職の将来像を展望する：税務のスマート化とタックスプライバシー」国民税制研究 5 号 (2019 年) 84 頁以下参照。05f524d65a1b3e36f7f2bc8e170ed401.pdf (jti-web.net)

⁷に準拠して電子インボイスの導入を進めています⁸。

- ・ とりわけ、同指令35条は、次のように規定して、加盟国政府が、政府公共調達（public procurement）において電子インボイスの利用を義務付ける法律の制定が可能な旨明確にしています。

●EU の 2014 年電子インボイス指令 35 条[仮訳]

本指令は、契約当局、中央調達機関および契約団体のようなインボイスの受領者に対してのみ電子インボイスを受領しかつ処理するように義務付けるものである。本指令は、インボイスの発行者が電子インボイスに関する欧州基準に基づいて、または書式でインボイスを発行することを選択する権利を侵害することを認めるものではない。ただし、本指令は、EU 加盟国が、公共調達の枠組みにおいて電子インボイスのみの発行を義務付けるのを妨げるものではない。発行者が電子インボイスの発行において欧州基準を使用する場合、当該インボイスの受領者は、EU 官報に欧州委員会が公表した仕様(syntaxes)リストに搭載された仕様のうちの1つに該当するときに限り、当該インボイスを受け取りかつ処理する義務を負うものとする。この場合、発行者が、自己の仕様が当該リストに搭載された仕様の1つに適合するように第三者が提供するサービスを利用することを妨げるものではない。

- ・ EU の 2014 年電子インボイス指令(eInvoicing Directive 2014/55/EU)では、②事業者間[BtoB (Business to Business)]取引への電子インボイスの義務化には、とくにふれていません。
- ・ そこで、以下においては、①政府公共調達[事業者と政府取引][BtoG=Business to Government]と、②事業者間取引[BtoB =Business to Business)]における、電子インボイスの使われ方に焦点を絞って、各国(EU 加盟国+アルファ)の実情をおおまかに点検してみます⁹。

⁷ <https://www.publicprocurement.be/sites/default/files/documents/dir201455ue-en.pdf>

⁸ EU 諸国などの現状について詳しくは、See, CEF digital Website, なお、このウェブサイトで扱うのは、政府公共調達[BtoG]、つまり事業者と政府との間での取引での電子インボイスの利用に限られます。 [eInvoicing Country Factsheets for each Member State and other countries \(europa.eu\)](https://ec.europa.eu/einvoicing/country-factsheets)

⁹ <https://edicomgroup.co.uk/solutions/compliance/european-einvoicing>

【図表29】 電子インボイスの危険な使われ方を国別に点検する

(1) イタリア

- ・ OECD(経済開発協力機構)の調査によると、2013 年度において、付加価値税の課税漏れ(tax gap)は、EU 全体平均では 15.2%と見積もられました。これに対して、イタリアは 30%にも及ぶと報告されました。OECD は、2016 年 7 月の報告書で、付加価値税の課税漏れ対策の1つとして、イタリア政府に、事業者間[BtoB]取引に電子インボイス利用を義務化するように勧告しました¹⁰。

① 政府公共調達[BtoG]

- ・ イタリアにおける電子インボイスの利用義務化は、2014 年 6 月から、省庁、国税庁、国家安全保障機関での政府公共調達[BtoG]から開始されました。さらに、2015 年 3 月末からは、すべての公的機関での公共調達に拡大されました。
- ・ 電子インボイスの仕様は、「FatturaPA」と呼ばれる XML フォーマットです。
- ・ データ連携は、全国オンラインハブ、「SdI(Sistema di Interscambio)」と呼ばれるウェブサービス(デジタルプラットフォーム)を使って行われます。
- ・ 電子インボイスの発行者および受領者は、当該インボイスを電子データの形で最低5年間保存するように求められます。

② 事業者間[BtoB]取引

- ・ イタリアは、前記 OECD の勧告にそって、2019 年 1 月から、事業者間[BtoB]取引での電子インボイスの利用の義務化を開始しました。政府公共調達[BtoG]で使っている全国オンラインハブ、「SdI(Sistema di Interscambio)」と呼ばれるウェブサービス/デジタルプラットフォームに相乗りする形で実施しました。
- ・ 事業者間[BtoB]取引への電子インボイス利用義務化により、民間のあらゆる電子インボイスデータは、顧客へ発行される前に、イタリア国税庁へ自動的に送付されます。これにより、国税当局は、各インボイスに記載された支払額から自動的に仕入控除額や納付税額を算定できるようになりました。
- ・ EU の電子インボイス指令では、民間事業者間取引における電子インボイスの利用については事業者の事前の同意を得るように求めます。このことから、イタリアの民間事業者間取引への電子インボイスの義務化について、欧州委員会(EC=European Commission)は、EU の電子インボイス指令の適用除外(derogation)を容認する結果となりました。この適用除外取扱いには批判もあ

¹⁰ See, Note, “OECD finds Italy’s tax administration in need of structural reform,” Int’l Tax Weekly Newsletter Vol 7, No.30 (July 26, 2016) .

ります。

- ・ イタリアは、付加価値税の課税漏れ(tax gap)防止のための「継続的取引監視(CTC=Continuous Transaction Controls)」システムの導入、そのために、電子新ボイスの義務化に先鞭を切った国として名をはせています。欧州委員会(EC)による適用除外の容認を前提に、イタリアンモデルの CTC を自国に導入するために法令改正に着手する加盟国も増えてきています。

(2) フランス

- ・ フランスにおける税務行政の執行は、公共財政総局(DGFiP=Direction Générale des Finances Publiques/Director General of Public Finance)が行っています。公共財政総局(DGFiP)は、2020年10月に、「デジタル時代における付加価値税(La tva alere du digital/VAT in the digital era)」と題する報告書を公表しました。この報告書のなかで、公共財政総局(DGFiP)は、事業者間[BtoB]取引における付加価値税算定にかかる電子インボイスの義務化について検討を行いました。報告書では、2つのモデルの検討を行っています。

○**Vモデル** Vモデルは、事業者が、政府プラットフォームを通じてインボイスの交換を行い、かつ、その交換情報を税務当局へ提供する方式。

○**Yモデル** Yモデルは、事業者が、民間のサービス提供者(デジタルプラットフォーム企業)を通じてインボイスの交換を行い、かつ、その交換情報を税務当局へ提供する方式

- ・ 公共財政総局(DGFiP)報告書は、Yモデルの採用を推奨しました。理由は、運用コストが低廉であることと、インボイス情報、商取引情報の国家独占管理は、憲法上の問題を問われる可能性があったからです。
- ・ なお、公共財政総局(DGFiP)報告書によると、電子インボイスの義務化の対象は、国内の事業者間[BtoB]取引に限定されます。事業者・消費者間[BtoC]取引やフランス国内に恒久的施設(PE)を置かないで行われる国際取引は対象外です。

① 政府公共調達[BtoG]

- ・ フランスにおいては、政府公共調達[BtoG]において政府・公共機関と取引を行う民間企業への電子インボイスの利用義務化は、2017年から2020年にかけて、以下のように、事業者の規模に応じて適用が拡大されました。

○2017年1月1日から、5,000人以上の従業員がいる事業者

○2018年1月1日から、250人以上 5,000人未満の従業員がいる事業者

○2019年1月1日から、10人以上 250人未満の従業員がいる事業者

○2020年1月1日から、10以下の従業員がいる事業者

- ・ 事業者は、政府・公共機関向けに発行する電子インボイスを、国家財政情報庁(AIFE=Agence pour l'Informatique Financière de l'Etat)が運営する政府ポータルサイト(Chorus Pro)[デジタルプラットフォーム]を通じて発行します。加えて、政府ポータルサイト(Chorus Pro)は、フランス政府・公共部門に向けて発行されたあらゆる電子インボイスデータを集中管理します。
- ・ 政府ポータルサイト(Chorus Pro)は、仕様の異なる電子インボイスの利用も認めます。
- ・ 原則として、電子インボイスの発行者および受領者は、電子データの形で最低5年間保存しなければなりません。取引によっては、オリジナルの電子インボイスの保存期間は10年間です。

②事業者間[BtoB]取引

- ・ EU の電子インボイス指令では、民間事業者間取引における電子インボイスの利用については事業者の事前の同意を得なければならないことになっています。現在、事業者間取引について電子インボイスを発行する事業者は、税務当局の事前承認を受けたうえで、政府ポータルサイト(Chorus Pro)を通じて顧客である事業者へ送付する仕組みになっています。
- ・ フランス政府は、欧州委員会(EC)の EU の電子インボイス指令の適用除外(derogation)の承認を受けて、2023 年 1 月から、事業者間[BtoB]取引に対する電子インボイスの利用を義務化することを決めました。この事業者間[BtoB]取引へ電子インボイス利用の義務化は、イタリアの民間事業者間取引への電子インボイスの義務化になったものです。
- ・ 事業者は、インボイスを、次のいずれからの方法で、政府ポータルサイト(Chorus Pro)にアップロードできます。

- 手作業での入力
- PDF または XML インボイスのアップロード
- EDI または API(Application Programming Interface) 接続

- ・ 税務当局は、政府ポータルサイト(Chorus Pro)に集積された売上高、仕入高を記載した請求書(インボイス)などのデータを使って付加価値税申告書案を作成することになります。次いで、税務当局は、付加価値税申告書案を納税義務者に対して開示し、修正を受け付けることになります。つまり、一種の賦課課税に似た制度、または「記入済み電子付加価値税申告制度(pre-filling and electronic VAT return system)」になるわけです。
- ・ これにより、伝統的に採られてきた納税義務者が付加価値税の申告書を期限まで提出するという申告納税制度の仕組みは大きく変わることになります。

(3) スペイン

① 政府公共調達[BtoG]

- ・ スペインでは、政府公共調達[BtoG]における電子インボイスの利用は、国内法により 2015 年 1 月 15 日から義務化されました。
- ・ 政府・公的部門への物品・サービス提供事業者は、発行した電子インボイスを政府の電子インボイス総エントリーポイント(PGEFe) [General Entry Point for Electronic Invoices] に送付するように求められます。
- ・ 電子インボイスは、XML フォーマット (Facturae V3.2.X) 仕様で、適格証書として法認される電子署名をしたものでなければなりません。
- ・ 原則として、電子インボイスの発行者および受領者は、当該インボイスを電子データの形で最低5年間保存しなければなりません。

② 事業者間[BtoB]取引

- ・ 事業者は、事業者間[BtoB]取引でインボイスを発行または受領した場合には、その情報を4稼働日以内に課税庁に報告するように求められます。ただし、電子インボイスの場合には、報告期限は 8 稼働日までに延長が認められます。
- ・ 2017 年 7 月 1 日に、スペイン国税庁は、62,000 を超える事業者に対して、最新情報共有システム (SII=Immediate Information Sharing system/Suministro Inmediato de Información) を使って付加価値税記録を電子的に報告するように義務づけました。
- ・ 最新情報共有システム (SII) では、電子インボイスを発行・受領した企業のデータは国税庁の電子オフィス (e-Office) にリアルタイムで送達・保存されることになります。

(4) ドイツ

① 政府公共調達[BtoG]

- ・ ドイツでは、政府公共調達[BtoG]において、2020 年 11 月から、事業者は、電子インボイスの利用が義務化されました。政府公共調達での電子インボイスについては、EU 基準であるペポル (PEPPOL) を採用しています。
- ・ 原則として、電子インボイスの発行者および受領者は、当該インボイスが発行された年の終了日後から電子データの形で最低でも10年間保存しなければなりません。

②事業者間[BtoB]取引

- ・ 2021 年 2 月 9 日、連邦議会の自由民主党(FDP)所属の議員が、事業者間[BtoB]取引に、イタリアモデルの電子インボイス制度のドイツへの導入を提案しました。仮に、ドイツがイタリアモデルを導入したとすると、事業者間[BtoB]取引に電子インボイス利用が義務化されます。そして、顧客に電子インボイスが発行される前に、民間のあらゆる電子インボイスデータは、国税当局へ自動的に送付されます。これにより、国税当局は、各インボイスに記載された支払額から自動的に仕入控除額や納付税額を算定できる仕組みになります。
- ・ ちなみに、連邦会計検査院(BRH=Bundesrechnungshof)は、2018年に付加価値税の税務調査に関する検査報告を公表しました。そのなかで、付加価値税に関する税務調査率は極めて低く 1.4%程度で、各企業は、71 年に一回受けるに等しいと指摘しました。検査報告では、税務当局は、付加価値税の調査率を上げ、課税の適正化に努めるべき旨の勧告を行っています。
- ・ 連邦議会の野党議員が、事業者間[BtoB]取引にイタリアモデルの電子インボイス制度[リアルタイムレポーティング制度]を採用するように提案した背景には、連邦会計検査院の 2018 年付加価値税報告に盛られた指摘事項の存在があります。

(5) イギリス

①政府公共調達[BtoG]

- ・ イギリスにおける政府公共調達[BtoG]における電子フォーマットや付加価値税(VAT)関連の電子インボイスの利用は、国民健康保険局(NHS=National Health Service)の公共調達手続の包括的なデジタル化の一環として義務化されました。イギリスは、政府公共調達での電子インボイスの基準としては、ペポール(PEPPOL)を採用しています。
- ・ ちなみに、2015 年零細事業・企業・雇用法(2015 Small Business, Enterprise and Employment Act)は、イングランドにおける公共調達分野での電子インボイスの利用に関する規制権限を担当大臣に付与しています。

②事業者間[BtoB]取引

- ・ イギリスでの「税のデジタル化(MTD=Making Tax Digital)」の主な動き

- | | | |
|---|------------------|---|
| ① | 2015 年 12 月 14 日 | 政策指針「税のデジタル化(Policy Paper: MTD=Making Tax Digital)」に関する税制改革のロードマップの公表 |
| ② | 2017 年 3 月 8 日 | 政策指針「企業向けの税のデジタル化(Policy Paper: |

MTDfB=Making Tax Digital for Business)を公表¹¹ ㉔2020年11月12日 政策指針「税のデジタル化論点整理(Policy Paper: Overview of Making Tax Digital)¹²を公表 ㉕2021年5月7日 付加価値税通達 700/22: 付加価値税のデジタル化(VAT Notice 700/22: Making Tax Digital for VAT)を発出¹³	・ イギリス政府は、2015 年度予算編成時の 12 月に、㉔政策指針「税のデジタル化(MTD=Making Tax Digital)」に関する税制改革のロードマップを公表しました。 ・ 2015 年に公表した当初の MTD 計画では、18～19 年の課税年から 19～20 年の課税年の間で、所得税、付加価値税(VAT)、法人税のデジタル化を段階的に進めていくことをアナウンスしました。 ・ 17 年 3 月 8 日に、㉕政策指針「企業向けの税のデジタル化(MTDfB=Making Tax Digital for Business)を公表しました。この政策指針では、企業に関する税のデジタル化について、企業側が対応する時間を十分に確保できるように、当初の政府の MTD 計画を遅らせるための修正を加えたものです。 ・ その後、2020 年 11 月 12 日に、㉔政策指針「税のデジタル化論点整理(Polity Paper: Overview of Making Tax Digital)を公表しました。この政策指針は、個人と企業双方にとり最適化された税のデジタル化計画を提供するとともに実施時期をアナウンスしたものです。
㉔政策指針「税のデジタル化論点整理」のポイント ○付加価値税(VAT)のデジタル化 VAT 登録事業者で、年間の課税売上が 85,000 ポンドを超える場合には、VAT 申告書を提出する際に記録のデジタル保存や指定の申告ソフトウェアを使うことを義務化した「MTD 規則/税のデジタル化規則(Making Tax Digital rules)」を遵守するように求められます。85,000 ポンド未満の場合でも、VAT の登録事業者は、MTD 規則の任意選択ができます。 2022 年 4 月以降は、すべての VAT 登録事業者に対して、年間の課税売上高にかかわらず、MTD 規則/税のデジタル化規則が適用になります。 ○所得税(Income Tax)のデジタル化 自営業者や不動産所得者は、年間所得が 10,000 ポンドを超える場合には、2024 年 4 月 6 日から、所得税のデジタル化規則(rules for Making Tax Digital for Income Tax)が適用になります。 ○法人税(Corporation Tax)のデジタル化 政府は、法人企業に対して法人税	

¹¹ [Making Tax Digital for business - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/making-tax-digital-for-business)

¹² [Overview of Making Tax Digital - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/overview-of-making-tax-digital)

¹³ [VAT Notice 700/22: Making Tax Digital for VAT - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/vat-notice-700-22-making-tax-digital-for-vat)

のデジタル化実証実験を計画しています。2026 年前には、法人税のデジタル化を義務化しない方針です。

- **企業、個人事業者、不動産所得者をはじめて正しく支援につなげるために**
 大多数の納税者は正しい申告をしたいと望んでいます。にもかかわらず、課税漏れ (tax gap) は次第に拡大し、最新 (2018-2019 年) の統計では、85 億ポンドにも及んでいます。エラーを最小化し、この状況を改善するには、税務記録をデジタル化し、ソフトウェアを使って税務当局 [歳入関税庁 (HMRC=HM Revenue & Customs)] に直接送達してもらうことが必要です。イギリス政府が、税のデジタル化 (MTD) 計画を開始した理由です。

- ・ 2021 年 5 月 7 日に、歳入関税庁 (HMRC) は④付加価値税通達 700/22: 付加価値税のデジタル化 (VAT Notice 700/22: Making Tax Digital for VAT) を発出しました¹⁴。この通達で、改めて MTD 規則/税のデジタル化規則についてコメントしています。そのポイントをまとめてみると、次のとおりです。

④付加価値税通達 700/22[2021 年 5 月 7 日発出]のポイント

○付加価値税 (VAT) のデジタル化 (MTD)

- ・ VAT に関する MTD (デジタル化) は、一定の課税売上高のある VAT 登録事業者に対して、ソフトウェア (アプリを含みます。以下同じ) を用いてデジタル形式で記録管理を行い、API (Application Programming Interface) プラットフォームにつなげる形で VAT の申告書を提出することを義務づける新たな制度を指します。
- ・ これまで事業者が独自に構築してきたシステムやソフトウェアが、歳入関税庁 (HMRC) が MTD 規則/税のデジタル化規則で示したシステムやソフトウェアと異なることが考えられる。この場合、事業者は規則で示した要件を満たすための調整をするように求められます。
- ・ 事業者のデジタル記録が更新されると、ソフトウェアがその記録を照合し自動で付加価値税申告書を作成します。事業者は当該ソフトウェアで自動作成された申告書の内容が正確であることを確認し、API プラットフォームを通じて HMRC に当該申告書を提出します。付加価値税申告書の提出後、事業者は、ソフトウェアを通じて申告書の受領確認通知を受けとることになります。

¹⁴ 本通達 (Notice) は、1995 年 VAT 規則 (VAT Regulation 1995) を改正する 2018 年 VAT (改正) 規則 [VAT (Amendment) Regulations 2018 (SI 2018 No. 261)] の解釈・運用に関する情報を提供するものです。

○対象企業

VAT 登録基準（現在は 85,000 ポンド以上、2022 年 4 月からはそれ以下も含みます。）を超える課税売上高がある事業者が対象となります。その後、課税売上高が登録基準よりも減少したとしても、VAT 登録の解除や別の適用除外基準を満たさない限り、継続して MTD 規則/税のデジタル化規則を遵守する必要があります。

○適用時期

MTD 規則/税のデジタル化規則は、19 年 4 月 1 日以降に開始される最初の VAT 申告対象期間から適用されます。

○適用除外となる事業者

MTD 規則/税のデジタル化規則が適用除外（exemptions from making tax digital）事業者があります。

- ・ 年齢、障害、地理的理由で、事業記録をデジタル機器を使用して保存することや VAT 申告書の提出が困難な事業者
- ・ 事業者やその事業が整理手続中である場合
- ・ 事業全体が電子通信や電子記録の使用をゆるさない信条を持つ宗教団体の信者により運営されている場合

適用除外は、事業者の申請により HMRC（歳入関税庁）が決めます。

○保管すべきデジタル記録

全ての VAT 登録事業者は、一定の取引記録と会計記録を管理・保存しなければなりません。これらの記録を HMRC（歳入関税庁）の API プラットフォームと互換性のあるソフトウェアを使いデジタル形式で保管するように求められます。なお、この通達に特に定めのない記録、または VAT 申告書を作成するのに必要のない記録は、当該ソフトウェア内に保存する必要はありません。

(1) 互換性のあるソフトウェア

機能に互換性のあるソフトウェア（以下「機能互換ソフトウェア（functional compatible software）」）とは、ソフトウェアプログラム単体またはセットであり、MTD 規則/税のデジタル化規則に指定する機能を有する製品またはアプリケーション（アプリ）をさします。事業者は、MTD 規則/税のデジタル化規則で要求されるデジタル記録は、当該ソフトウェアを通して保管しなければなりません。

(2) デジタル保存が求められる記録/データ

MTD 規則/税のデジタル化規則は、VAT の課税事業者に対して、次のような記録/データのデジタル保存を義務づけます。

指定データ	売上に関する項目	仕入に関する項目
事業者の名称	売上の日時	仕入の日時
主たる事務所所在地	売上価額(税抜)	仕入価額
VAT 登録番号	適用税率	申告する仕入控除税額
VAT 会計処理方法		

上記記載項目以外では、請求書などを追加保存が求められます。ただし、これら記録のデジタル保存は必ずしも必要はありません。

また、作成する VAT 申告書の裏付けのため、機能互換ソフトウェアには MTD 規則/税のデジタル化規則に定める事項を記録しなければなりません。

○調整方法

MTD 規則/税のデジタル化規則は、事業者には、仕入税額や売上税額の調整を認める。調整が行われた場合には、機能互換ソフトウェアに記録しなければなりません。この場合、項目ごとの調整額の合計に限り機能互換ソフトウェアに記録すればよく、それを基礎づける計算の詳細を記録する必要はありません。計算が機能互換ソフトウェア外で行われた場合、計算に使用された情報に関するデジタルリンクは求められてはいません。

○小括

VAT のデジタル化はイギリス政府が行う「税のデジタル化」に関する施策の第一歩です。今後は他の税金(法人税、所得税等)についてもデジタルでの申告を求める方針です。

(6) ポーランド

①政府公共調達[BtoG]

- ・ ポーランドは、2018 年 11 月に、EU の 2014 年電子インボイス指令(eInvoicing Directive 2014/55/EU)を国内で実施するための法律を制定しました。その法律は 2019 年 4 月 18 に施行されました。これにより、ポーランドにおける政府公共調達[BtoG]は、ペポル/Peppol 基準による電子インボイスの発行・受領その他の電子データは、国家電子インボイスプラットフォーム(KSeF=Krajowy System e-Faktur)を介して流通・保存する仕組みが構築されました。
- ・ 当初、政府公共調達[BtoG]において、電子インボイスの発行は任意でしたが、前記 14 年 EU 電子インボイス指令に従い電子インボイスの受領は義務とされました。

- ・ まず、すべての政府公的機関は国家電子インボイスプラットフォーム(KSeF)で口座登録をしなければなりません。
- ・ 2020 年 11 月からは、政府公共調達[BtoG]において電子インボイスの使用が義務化されました。
- ・ インボイスは、最低でも 5 年間保存しなければなりません。

②事業者間[BtoB]取引

- ・ 2021 年 2 月 5 日、ポーランド財務省は、事業者間[BtoB]取引に対して電子インボイスを利用する法案を公表しました。前記政府公共調達[BtoG]の場合と同様に、事業者間[BtoB]取引にかかる電子インボイスを、国家電子インボイスプラットフォーム(KSeF)を介して流通させ、当該国家プラットフォーム(KSeF)にデータを保存します。
- ・ この法案では、電子インボイス利用は、次のように段階的に拡大します¹⁵。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 2021 年 10 月(22 年 1 月に改正) 【任意利用段階】 事業者間[BtoB] 取引への電子インボイスの任意利用の奨励開始 ② 2023 年 1 月 【義務化段階】 事業者間[BtoB] 取引での電子インボイスの義務化開始 |
|---|

① 任意利用段階において、事業者は、税務当局の承認を得て独自の会計システム(ERP)において電子インボイスを作成したうえで、API(ソフトウェアの機能を共有する仕組み)を使い、国家電子インボイスプラットフォーム(KSeF)を通じてやり取り、受領することになります。ただし、国家電子インボイスプラットフォーム(KSeF)が各インボイスにタイムスタンプや管理番号を付すことになります。

- ・ 一方、小規模事業者は、「電子マイクロ企業(e-Mikrofirma)」と呼ばれる政府ポータルで電子インボイスを発行することになります。この構想では、売り手である事業者は、買い手である事業者が承諾する場合の限り、政府ポータルを通じて電子インボイスを発行できます。
- ・ ② 義務化段階において、ポーランド政府は、電子インボイスの利用を事業者に強制し、付加価値税の課税漏れ(tax gap)防止のための「継続的取引監視(CTC=Continuous Transaction Controls)」の徹底に努めます。ポーランド政府は、これまでも、電子キャッシュレジスター制度を導入し事業者・消費者間[BtoC]取引に関する事業者の出納データの税務当局へのオンライン連携を推進してきました。電子インボイスの義務化は、こうした対策に次ぐものです。

¹⁵ See, Gwrrit Onken, “Poland plans clearance B2B e-invoicing,” (Sep. 7, 2021). [B2B e-invoicing mandate in Poland by 2022 at the latest \(seeburger.com\)](#)

- ・ ポーランドでの電子インボイスの義務化は、事業者間[BtoB]取引にかかる電子インボイスの発行や受領、データ保存などの手続はすべて、国家電子インボイスプラットフォーム(KSeF)を介してやることを強制するものです。
- ・ 現在でも、ポーランドでは、民間事業者のおおよそ 75%がすでに電子インボイスを使っています。この場合、外部の有償の認定電子インボイスサービス提供者(APS)などの利用が一般的です。にもかかわらず、電子インボイスの義務化に伴い、国家電子インボイスプラットフォーム(KSeF)にアップロードを強制するのは、市場主義に背を向ける政策のようにもみえます。かつての官僚主導の権威主義体制をほうふつさせるとして、事業者などから強い批判があります¹⁶。ポーランドではいまだ具体的な運用の仕組みが固まっていません。23 年の本格稼働時まで、他の EU 加盟国の動向に注視しながら実用的な運用が可能な仕組みが模索されるものと思われます。

(7) 韓国

- ・ 韓国は、1977 年に付加価値税を導入しました。導入当初から、インボイス(税額票)を使って仕入税額控除をする制度を採用してきました。あわせて、発行・受領したインボイスを、付加価値税申告書に添付する義務を課してきました。
- ・ 2010 年に電子インボイス制度を導入しました。2011 年に、政府公共調達[GtoB]取引に加え、事業者間[BtoB]取引についても、すべての法人事業者に電子インボイスの発行を義務付けました。2014 年からは、電子インボイスの発行は、すべての法人事業者に加え、前年の税抜課税売上高が 10 億ウォン(約 1 億円)以上の個人事業者に義務付けた。2016 年からは、3 万ウォン(約 3 千万円)以上の個人事業者にまで電子インボイス提出の義務付けを拡大しました。
- ・ 韓国の電子インボイス制度では、電子的方法で電子インボイスを発行した事業者は、原則として当該インボイスを翌日までに韓国国税庁(NTS)が運用するポータルサイト/デジタルプラットフォーム(ホームタックス)を通じて国税庁長官に送達することになっています。ただし、発行した電子インボイスを月極めで翌月 10 日までに提出する方法も選択できます。発行者がインボイスを発行しないまたは電子インボイスで発行する義務を負っているのにその義務を果たさなかった場合には付加価値税納付額の 2%、遅延した場合には納付税額の 1%額の附帯税(ペナルティ)が課されます。

¹⁶ See, Aleksandra Bal, “European VAT E-invoicing Debate: Will Everyone Follow the Italian Example?,” Bloomberg Tax (March 19, 2021).
<https://news.bloombergtax.com/daily-tax-report-international/european-vat-e-invoicing-debate-will-everyone-follow-the-italian-example>

- ・ 付加価値税の登録事業者は、電子インボイスを、国税庁のポータルサイト(プラットフォーム)を通じてアップロードするように求められ、データは所轄の税務署にも転送されます。
- ・ 送達には、次のいずれかの方法を選択できます。

- 税務署が提供する無償のポータル(eSero)[www.esero.go.kr.]を通じての電子インボイスをアップロード
 - 外部の有償の認定電子インボイスサービス提供者(APS=Application Service Provider)を使ったアップロード
 - 税務当局の承認を得て独自の会計システム(ERP)を使ったアップロード
 - AVRS電話システムを使ったアップロード
 - 税務署への対面でのデータ提出
- ・ 電子インボイスの発行者は、オンライン提出の際に、当該インボイスに暗号化された(PKI/公開鍵の)電子署名を付すように求められます。
- ・ 個々の電子インボイスが、オンライン電子インボイス制度(eSero, ASP, ERP)を通じて税務当局に転送されることで、国税当局では電子インボイス発行の対象となる取引について、ほぼリアルタイムで取引内容を把握できるようになりました。韓国は、「リアルタイムレポーティング」の仕組みを稼働させたといえます。
- ・ 2016 年から、税務士が関与していない零細事業者で、年間取引高(売上高)1億ウォン(約 1 千万円)以下の者を対象に、付加価値税申告について、リアルタイムレポーティングの仕組み使って「記入済み申告書」を稼働させました¹⁷。
- ・ 「記入済み付加価値税申告」制度では、手続的には、事業者自身が国税庁のポータルサイトにアクセスし、国税当局が集積した取引データを使って作成した付加価値税申告書案をチェックし、事業者がその案を是認する形で申告するか、修正を申し立てる形で申告することになります。
- ・ 2016 年実績として、160 万事業者に記入済み加価値税申告書案を提供し、うち 130 万人が付加価値税の申告を行っています。その 130 万人のうち、70 万人が国税庁の提供した内容のまま申告したとのことです¹⁸。
- ・ 韓国は、付加価値税の課税漏れ(tax gap)防止のための「継続的取引監視(CTC=Continuous Transaction Controls)システムの導入、そのために電子新ボイスの義務化の先鞭を切った国として名をはせています。このシステムをフィリピンなどに輸出しています。

¹⁷ See, Selin Adler Ring, “The South Korean E-invoicing System in a Nutshell,” SOVOS (Jan. 17, 2021).

¹⁸ わが国「政府税制調査会海外調査報告(韓国)」(2017 年) 参照
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai9.pdf>

- ・ 韓国では、事業者・消費者間[BtoC]取引について、国税当局は、クレジットカード利用情報・現金領収書情報の利用が際立ちます¹⁹。もっとも、近年のスマホ支払手法の拡大に伴う税務当局によるデータ把握手法などについては定かではありません。

■ 韓国のインボイス(税額票)サンプル

전자세금계산서										영인번호		Authorization Number								
Supplying Party	등록번호					Tax number					등록번호					Tax number				
	상호 (법인명)					Company name					상호 (법인명)					Company Name				
	대표자명					Name					대표자명					Name				
	주소					Address					주소					Address				
Date of Delivery	업종					Business Type					업종					Business Type				
	년월일					Date (preparation)					년월일					Date				
	공급가액					Value of Delivery					세금계산서					VAT Amount				
	수량					Quantity					단가					Item Price				
총합					Total Price					세액					VAT					
합계금액					Total Amount					현금					Cash					
수표					Check					어음					Notes					
외상미수금					Receivable					이금액을 청구함										

■ むすびにかえて～問われる電子記入済み消費税申告制度！

- ・ わが国のビジネス市場では、中小・零細事業者が大半を占めます。こうした実情を織り込んで考えると、改正電帳法による電子データの電子保存の義務化や性急な電子インボイスの導入には大きな疑問符がつきます。とりわけ、デジタル化の進捗が思わしくない中小・零細事業者には、費用対効果(コストパフォーマンス)が疑わしいわけです。経済的弱者に「やさしくない」デジタル化策の典型であることについては、詳しく説明してきました。
- ・ 22年1月1日施行の改正電帳法では、**電子データの紙面出力による保存を廃止します。つまり、電子保存を義務化しています。**言いかえると、帳簿等の電子保存導入を望まない事業者でも、取引相手事者から電子データを受け取った場合には、そのデータを電子保存しなければならないこととなります。つまり、電子データ保存は、望む、望まない、の選択ではなく、事業者に実質上義務化されます。この義務を果たせない中小・零細事業者は、個別税法上の帳簿等の保存要件とぶつかります。青色申告の承認取消しのリスクや消費税の仕入税額控除否認のリスクを負担するか、事業の継続を断念するかの瀬戸際経営を強いられます。
- ・ 改正電帳法ばかりではありません。電子インボイスも、法制上は「任意」を装いな

¹⁹ OECD Implementing Online Cash Registers, Benefits, Considerations and Guidance, at 33 (2019). <https://www.oecd.org/tax/forum-on-tax-administration/publications-and-products/implementing-online-cash-registers-benefits-considerations-and-guidance.pdf>

がらも、取引相手が電子化すれば事業者はそれに対応せざるを得ません。逃げられない構図になっています。

- ・ 世界を見渡せば、付加価値税／消費税における電子インボイスの義務化 (mandatory e-invoicing) に走る国が着実に増えてきています。狙いは、商取引や事業者情報のオンライン／ネットワーク国家監視の強化です。
- ・ つまり、近年のデジタル技術の進歩に伴い、24 時間態勢で民間の商取引や事業者情報をコンピュータで自動収集・監視できる仕組みの構築が可能になってきたわけです。
- ・ 各国の税務当局は、市民や事業納税者から「監視税務行政 NO！」と突きつけられても、動じません。むしろ、納税者のデータ監視をエスカレートさせています。政府デジタルプラットフォームを介して、電子インボイスで交わされたあらゆる商取引情報を、各事業納税者の登録番号で振り分け、電子データで「リアルタイムレポーティング (real time reporting)」してもらう仕組みや、情報連携・AI 分析できるシステムの構築に手をゆるめないわけです。各国の税務当局は、データ監視資本主義のもと、「データは税収になる」との確信を強めているからです。
- ・ イタリアやポーランド、韓国などが適例です。これらの国では、付加価値税の課税漏れ (tax gap) 防止のための「継続的取引監視 (CTC = Continuous Transaction Controls)」システムの導入、そのために電子インボイスの義務化を進めています。
- ・ どの国でも、政府や税務当局は、「徹底監視で正直な納税者を保護できるのはデジタル化の恩恵」ともてはやします。しかし、大方の事業納税者や事業納税者の税務援助を生業とする専門職は、そんな PR を信じてはいません。表面きって「ノー」とは言えないだけです。
- ・ 税務の専門職団体であればこそ、デジタル化の名のもとに進められるデータ監視税務行政を客観的かつ慎重に評価し、公けにするように求められます。
- ・ これまでのリアルな税務調査では、税務当局は、納税申告の完了を待って実施するルールになっています。
- ・ 申告納税制度のもとでは、学問上、「事前調査」(申告期限前に実施される調査) は違法と解されています。ところが、リアルタイムレポーティングの仕組みでは、実質的に“常時オンライン税務調査”も可能になります。
- ・ オンラインの常時調査を法律上どのように規制すべきは重い課題です。
- ・ とりわけ、わが国はリアル(現実空間/物理的空間/目に見える区間で)の税務行政でも、アメリカなどに比べると透明度が低いわけです。「密室税務行政」とやゆされても仕方がない現実があります。
- ・ 法律の根拠もなく非公開の事務運営指針でおおっぴらに実施されている質問応答記録書の作成が典型です²⁰。納税者や関与税理士は悲鳴をあげているのに、税理

²⁰ 石村耕治・益子良一『ブックレット：もっと正しく知りたい質問応答記録書作成の手

士会や日税連は沈黙しているのです。デジタル化された密室税務行政など国民・納税者、税務専門職は望んでいません。政府、国税庁、デジタル庁などは、デジタル税務行政の透明化策を優先して提示しないといけません。

- ・ もう一つ気がかりになることがあります。それは、付加価値税への電子インボイスの導入は、いわゆる「記入済み電子付加価値税申告制度（pre-filling and electronic VAT return system）」導入の呼び水になるのではないかと思います。
- ・ こうした新制度の導入の紐づけにつながる電子インボイス制度を、事業納税者の権利利益保護の視角から、どう評価したらよいのかが問われてきます。
- ・ 記入済み申告では、税務当局が申告内容を作成し、かつ第一次的な機械チェックを終えている。事業納税者は二次的に修正を求める存在に化します。
- ・ わが国でも、税理士法を改正し、税理士の業務の1つに、税務行政書類の電子化の担い手としての規定を設ける案が浮上しています。
- ・ 日税連が、税務署のお手伝いさんとして電子インボイス制度導入に闇雲のイエスマンになっているとすれば、税理士界全体が、事業納税者から信頼を失うのではないのでしょうか。納税者ファーストの視点にたって、「電子インボイスの本質」の解析を急ぐ必要があります。

【図表30】 デジタル化・電子インボイスで問われる税理士業務

《税理士業務》

①税務代理

②税務書類の作成

③税務相談



AI(人工知能) & アル
ゴリズムを使った税
務相談・税務調査



デジタルプラットフォーム介在型

電子税務行政

①記入済み消費税申告制度

②記入済み所得税申告制度

③記入済み法人税申告制度

・
・
・

- ・ 確かに時代を先取りし、電子申告納税支援の担い手(e tax agent)となるのも、1つの選択ではあります。
- ・ しかし、消費税(付加価値税)のみならず、所得税や法人税でも「記入済み電子申告制度」が進展すれば、いずれは、税理士業務のうち紙での「税務書類の作成」業務は激減します。残りの「税務代理」や「税務相談」が税理士業務の中核となります。うち、「税務相談」業務については、AI(人工知能)が闊歩し出し、AI 特有の不透明さ、つまり「理由はわからないけども結論はわかる」の世界へ誘いこまれるのでは

引』(納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム、2021 年 8 月) 参照。
[075dc9ee7889446b6ddb9ee18ff186cf.pdf](https://tc-forum.net/075dc9ee7889446b6ddb9ee18ff186cf.pdf) (tc-forum.net)

ないでしょうか。

- ・ いずれにしろ、急激にデジタル化が進展するなか、電子インボイスが目指す着地点は、「記入済み電子消費税申告」システム導入です。記入済み税金申告は進むことはあっても、止まることはないようにみえます。
- ・ 今回のコロナ禍で、リアルな授業や会議などが、オンライン（ネット）でもできることがわかりました。実験系・理系の大学などは生き残れるとしても、文系の大学がリアルな授業サービス提供だけで生き残れるかどうかには大きな疑問符がついています。
- ・ 当然、税理士業務についても、情報化/デジタル化/オンライン化できる業務はリアルから大きく移行していくものと思われます。
- ・ デジタル化についていけない守旧派の税理士の権利利益保護優先で進むべきなのか、それとも「どんとこいデジタル化」の税理士中心の組織として生存する道を選択すべきか、難しい選択が迫られているといえます。
- ・ しかし、この問題は一人税理士界だけではなく、国民・納税者全体に問われています。
- ・ 税理士のクライアント（関与先）もデジタル化の荒波を乗り越えようと必死です。中小・零細事業者にとり、費用対効果を見越したデジタル化のための初期投資やその後のデジタル化費用負担は重荷だからです。IT ハイエナ企業の餌食になり、生業の継続が困難になることがあっても、デジタル化の恩恵にあずかれるのは一握りの事業者に限られるのではないのでしょうか。
- ・ とりわけ、中小・零細事業者のデジタル化策見直しの後押しは急を要する。税理士界（会）は、政府による過度なデジタル化策から中小・零細事業者を護る運動を展開しないといけない、と思います。
- ・ 中小・零細事業者に大企業と同じレベルの電子帳簿等の作成保存を求めるのは、まさに「悪平等(vicious equality)」そのものです。悪平等を解消するため、国会は、費用対効果を考え、より現実的かつ合理的な対応策を探る必要があるのではないのでしょうか。
- ・ 例えば、「とりわけ小規模・零細事業者については収入の一定割合を手残りとし、紙か電子かを問わず、帳簿等は収入についてのみの作成・保存すれば足りる」とするの也是一案です。
- ・ 税理士界（会）は、中小・零細事業者にやさしい対案を示して、中小・零細事業者とスクラムを組んで、国会に対する働きかけをしないといけません。
- ・ 「中小・零細事業者の人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる」の教義は、ますます重要になってきています。

（いしむら こうじ）